

| エリア | 改定日 | 新旧改定内容 | | |
|-----|----------|---------|---|---|
| | | 該当 頁 | 新 | 旧 |
| 北海道 | 2024/4/1 | - | 一般送配電事業者等 (第2条以降記載の「一般送配電事業者」 を全て「一般送配電事業者等」に変更い たします) | 一般送配電事業者 |
| 北海道 | 2024/4/1 | 表紙 | 2024年4月1日実施 | 2023年4月1日実施 |
| 北海道 | 2024/4/1 | 目次 | 第14条 供給の中止または使用の制限 もしくは中止 | 第14条 給電指令の際の措置 |
| 北海道 | 2024/4/1 | 目次 | 附則 | なし |
| 北海道 | 2024/4/1 | 1 | 第1条 2. お客さまおよび当社は、電 気需給契約書等（これに付随して締結さ れた附則または覚書等を含み、以下同様 とします。ただし、お客さまが当社に申 込書を提出され、当社がお客さまにご契 約内容の通知を発することで電気需給 契約が成立する場合は、ご契約内容通知 とし、以下「電気需給契約書等」といい ます。）および本約款（以下併せて「本契 約」といいます）に定められた事項を遵 守するものとします。また、お客さまは 一般送配電事業者またはお客さまの需 要場所を供給区域とする配電事業者（以 下「一般送配電事業者等」といいます。） の託送供給等約款における需要者にか かわる事項を遵守するものとします。 | 第1条 2. お客さまおよび当社は、電 気需給契約書等（これに付随して締結さ れた附則または覚書等を含み、以下同様 とします。ただし、お客さまが当社に申 込書を提出され、当社がお客さまにご契 約内容の通知を発することで電気需給 契約が成立する場合は、ご契約内容通知 とし、以下「電気需給契約書等」といい ます。）および本約款（以下併せて「本契 約」といいます）に定められた事項を遵 守するものとします。また、お客さまは 一般送配電事業者の託送供給等約款に おける需要者にかかわる事項を遵守す るものとします。 |
| 北海道 | 2024/4/1 | 3 | 削除 | 22. 給電指令 一般送配電事業者が必要に応じて行う 運用または電気の使用に関する指示を いい、具体的には第14条（給電指令の際 の措置）に定めるところによります。 |
| 北海道 | 2024/4/1 | 3 | 23. 平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額 の値に基づき平均燃料価格を算定する 場合の期間とし、毎年1月1日から3月 31日までの期間、2月1日から4月30 日までの期間、3月1日から5月31日ま | 24. 平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額 の値に基づき平均燃料価格を算定する 場合の期間とし、毎年1月1日から3月 31日までの期間、2月1日から4月30 日までの期間、3月1日から5月31日ま |

| | | | | |
|-----|----------|---|---|---|
| | | | での期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）をいいます。 | での期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月末日までの期間をいいます。 |
| 北海道 | 2024/4/1 | 4 | 第3条 25. 平均市場価格算定期間 スポット市場価格に基づき平均市場価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）をいいます。 | 第3条 26. 平均市場価格算定期間 スポット市場価格に基づき平均市場価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月末日までの期間をいいます。 |
| 北海道 | 2024/4/1 | 4 | 第3条 26. 離島平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月 | 第3条 27. 離島平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月 |

| | | | | |
|-----|----------|----|---|---|
| | | | 1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）をいいます。 | 1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月末日までの期間をいいます。 |
| 北海道 | 2024/4/1 | 14 | <p>第14条 供給の中止または使用の制限もしくは中止</p> <p>1. 託送供給等約款に定めるところにより、一般送配電事業者等は、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。</p> <p>2. 前項の場合には、当社は、料金の減額等を行いません。</p> | <p>第14条 給電指令の際の措置</p> <p>1. 以下のいずれかに該当する場合には、一般送配電事業者により供給時間中にお客さまに給電指令が行われ、お客さまの電気の供給が中止され、またはお客さまに電気の使用が制限されることがあります。ただし、緊急やむをえない場合は、一般送配電事業者により、給電指令が行われることなく、お客さまの電気の使用を制限し、または中止されることがあります。</p> <p>(1) 一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合</p> <p>(2) 一般送配電事業者が維持および運用する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合</p> <p>(3) 非常変災の場合</p> <p>(4) 系統全体の需要が大きく低下し、調整電源による対策の実施にもかかわらず、原子力発電または水力発電を抑制する必要性が生じた場合</p> <p>(5) その他電気の供給上または保安上必要がある場合</p> <p>2. 前項各号により、お客さまの電気の使用を制限し、または中止した場合には、基本料金に力率割引または力率割増を適用した後の金額に、以下の割引をお客さまに対して実施します。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は除きます。</p> <p>(1) 実量制のお客さま</p> |

| | | | | |
|-----|----------|----|--|--|
| | | | | <p>その1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4%の割引とします。</p> <p>(2) 協議制のお客さま その1月中の制限し、または中止した延べ時間数1時間ごとに0.2%の割引とします。</p> <p>(3) 前2号における延べ日数および延べ時間数は一般送配電事業者より通知されたものとします。</p> <p>3. 予備電力の使用が一般送配電事業者により制限され、または中止された場合には、前項に準じて割引を行い料金を算定いたします。</p> |
| 北海道 | 2024/4/1 | 15 | <p>第16条 2. (3) 第1号の場合のほか、第14条（供給の中止または使用の制限もしくは中止）第1項によって一般送配電事業者等により電気の供給が中止され、または、お客さまの電気の使用が制限され、もしくは中止された場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> | <p>第16条 2. (3) 第1号の場合のほか、第14条（給電指令の際の措置）第1項によって一般送配電事業者により電気の供給が中止され、または、お客さまの電気の使用が制限され、もしくは中止された場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> |
| 北海道 | 2024/4/1 | 附則 | <p>1 本約款の実施期日 本約款は、2024年4月1日から実施します。</p> <p>2 電気料金の適用 本約款に定める電気料金は、2024年4月以降最初の計量日以降の電気料金の算定期間から適用されるものとし、その前の期間の電気料金は、従前の条件によるものとします。</p> | なし |

| | | | |
|-----|-----|--------|---|
| エリア | 改定日 | 新旧改定内容 | |
| | | 該当頁 | 新 |

| | | | |
|-----|----------|---------|-----------|
| 北海道 | 2024/4/1 | 別紙 1 | 下記に記載の通り。 |
|-----|----------|---------|-----------|

別紙 1 燃料費等調整額

1. 燃料費調整額

(1)燃料費調整額の算定

① 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1946$$

$$\beta = 0.0827$$

$$\gamma = 1.0081$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

② 燃料費調整単価

燃料費調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 51,400 \text{ 円}) \times (2) \text{ の基準単価} / 1,000$$

(2)基準単価

基準単価は、消費税等相当額を含む金額とし、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次の通りとします。

| | |
|--------------------|----------|
| 1 キロワット時につき (高圧) | 18 銭 8 厘 |
| 1 キロワット時につき (特別高圧) | 18 銭 3 厘 |

2. 市場価格調整額

(1)市場価格調整額の算定

① 平均市場価格

- a 1キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格に基づき、以下の算式によって算定された値とします。なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{平均市場価格} = X \times x + Y \times y$$

X=各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の平均値

Y=各平均市場価格算定期間のうち毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の平均値

$$x=0.6760$$

$$y=0.3240$$

なお、各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の平均値および各平均市場価格算定期間のうち毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の平均値の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

- b a によりがたい場合は、調整の基準となる市場価格等を基準として、当社が決定した値とします。

② 市場価格調整単価

市場価格調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 12 \text{ 円 } 24 \text{ 銭}) \times \text{(2)の調整係数}$$

(2)調整係数

調整係数は、次の通りとします。

| | |
|----------------|-------|
| 調 整 係 数 (高圧) | 0.229 |
| 調 整 係 数 (特別高圧) | 0.223 |

3. 離島ユニバーサルサービス調整

(1)離島ユニバーサルサービス調整の算定

① 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、次の算式によって算定された値とします。なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は 10 円のくらいで四捨五入します。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha$$

A=各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

$$\alpha = 1.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

② 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値とします。なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

a 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 119,000 円以下の場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島平均燃料価格} - 79,300) \times \text{(2)の離島基準単価}/1,000$$

b 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 119,000 円を上回る場合、

離島平均燃料価格は、119,000 円とします。

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (119,000 - 79,300) \times \text{(2)の離島基準単価}/1,000$$

(2)離島基準単価

離島基準単価は、消費税等相当額を含む金額とし、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次の通りとします。

| | |
|--------------------|-----|
| 1 キロワット時につき (高圧) | 1 厘 |
| 1 キロワット時につき (特別高圧) | 1 厘 |

4. 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その月の常時供給電力、予備電力および自家発補給電力のそれぞれの使用電力量に 1.(1).②、2.(1).②および 3.(1).②によって算定された燃料費調整単価、市場価格調整単価および離島ユニバーサルサービス調整単価（以下「燃料費等調整単価」と総称します。）を適用して以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{燃料費等調整額} = \text{使用電力量} \times (\text{燃料費調整単価} + \text{市場価格調整単価} + \text{離島ユニバーサルサービス調整単価})$$

5. 適用期間

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格、各平均市場価格算定期間の平均市場価格および各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間、平均市場価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に対し以下の通り適用します。

| 平均燃料価格 算定期間 | 平均市場価格 算定期間 | 離島平均燃料価格 算定期間 | 燃料費等調整単価適用期 間 |
|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------|
| 毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間 | 毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間 | 毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間 | その年の 6 月の料金に 係る計量期間等 |

| | | | |
|---|---|---|------------------------|
| 毎年2月1日から 4月30日までの期間 | 毎年2月1日から 4月30日までの期間 | 毎年2月1日から 4月30日までの期間 | その年の7月の料金に 係る計量期間等 |
| 毎年3月1日から 5月31日までの期間 | 毎年3月1日から 5月31日までの期間 | 毎年3月1日から 5月31日までの期間 | その年の8月の料金に 係る計量期間等 |
| 毎年4月1日から 6月30日までの期間 | 毎年4月1日から 6月30日までの期間 | 毎年4月1日から 6月30日までの期間 | その年の9月の料金に 係る計量期間等 |
| 毎年5月1日から 7月31日までの期間 | 毎年5月1日から 7月31日までの期間 | 毎年5月1日から 7月31日までの期間 | その年の10月の料金に 係る計量期間等 |
| 毎年6月1日から 8月31日までの期間 | 毎年6月1日から 8月31日までの期間 | 毎年6月1日から 8月31日までの期間 | その年の11月の料金に 係る計量期間等 |
| 毎年7月1日から 9月30日までの期間 | 毎年7月1日から 9月30日までの期間 | 毎年7月1日から 9月30日までの期間 | その年の12月の料金に 係る計量期間等 |
| 毎年8月1日から 10月31日までの期間 | 毎年8月1日から 10月31日までの期間 | 毎年8月1日から 10月31日までの期間 | 翌年の1月の料金に 係る計量期間等 |
| 毎年9月1日から 11月30日までの期間 | 毎年9月1日から 11月30日までの期間 | 毎年9月1日から 11月30日までの期間 | 翌年の2月の料金に 係る計量期間等 |
| 毎年10月1日から 12月31日までの期間 | 毎年10月1日から 12月31日までの期間 | 毎年10月1日から 12月31日までの期間 | 翌年の3月の料金に 係る計量期間等 |
| 毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間 | 毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間 | 毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間 | 翌年の4月の料金に 係る計量期間等 |
| 毎年12月1日から 翌年の2月28日までの期間（翌年が 閏年となる場合は、翌年の2月29日 までの期間） | 毎年12月1日から 翌年の2月28日までの期間（翌年 が閏年となる場合は、翌年の2月 29日までの期間） | 毎年12月1日から 翌年の2月28日までの期間（翌年 が閏年となる場合は、翌年の2月29 日までの期間） | 翌年の5月の料金に 係る計量期間等 |

| エリア | 改定日 | 新旧改定内容 | |
|-----|----------|---------|-----------|
| | | 該当 頁 | 旧 |
| 北海道 | 2023/4/1 | 別紙 1 | 下記に記載の通り。 |

別紙1 燃料費等調整額

1. 燃料費調整額

(1)燃料費調整額の算定

① 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1946$$

$$\beta = 0.0827$$

$$\gamma = 1.0081$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

② 燃料費調整単価

燃料費調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 89,500 \text{ 円}) \times (2) \text{ の基準単価} / 1,000$$

(2)基準単価

基準単価は、消費税等相当額を含む金額とし、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次の通りとします。

| | |
|--------------------|----------|
| 1 キロワット時につき (高圧) | 18 銭 8 厘 |
| 1 キロワット時につき (特別高圧) | 18 銭 3 厘 |

2. 市場価格調整額

(1)市場価格調整額の算定

① 平均市場価格

a 1 キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格に基づき、以下の算式によって算定された値とします。なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{平均市場価格} = X \times x + Y \times y$$

X=各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の平均値

Y=各平均市場価格算定期間のうち毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の平均値

$$x = 0.6760$$

$$y=0.3240$$

なお、各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の平均値および各平均市場価格算定期間のうち毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の平均値の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

b a によりがたい場合は、調整の基準となる市場価格等を基準として、当社が決定した値といたします。

② 市場価格調整単価

市場価格調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 23 \text{ 円 } 94 \text{ 銭}) \times \text{(2)の調整係数}$$

(2)調整係数

調整係数は、次の通りとします。

| | |
|----------------|-------|
| 調 整 係 数 (高圧) | 0.229 |
| 調 整 係 数 (特別高圧) | 0.223 |

3. 離島ユニバーサルサービス調整

(1)離島ユニバーサルサービス調整の算定

① 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、次の算式によって算定された値とします。なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は 10 円のくらいで四捨五入します。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

$$\alpha = 1.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

② 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値とします。なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

a 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 119,000 円以下の場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島平均燃料価格} - 79,300) \times \text{(2)の離島基準単価}/1,000$$

- b 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 119,000 円を上回る場合、
離島平均燃料価格は、119,000 円とします。

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (119,000 - 79,300)$$

$$\times (2)\text{の離島基準単価}/1,000$$

(2)離島基準単価

離島基準単価は、消費税等相当額を含む金額とし、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次の通りとします。

| | |
|------------------|-----|
| 1キロワット時につき（高圧） | 1 厘 |
| 1キロワット時につき（特別高圧） | 1 厘 |

4. 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その月の常時供給電力、予備電力および自家発補給電力のそれぞれの使用電力量に 1.(1).②、2.(1).②および 3.(1).②によって算定された燃料費調整単価、市場価格調整単価および離島ユニバーサルサービス調整単価（以下「燃料費等調整単価」と総称します。）を適用して以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{燃料費等調整額} = \text{使用電力量} \times (\text{燃料費調整単価} + \text{市場価格調整単価} + \text{離島ユニバーサルサービス調整単価})$$

5. 適用期間

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格、各平均市場価格算定期間の平均市場価格および各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間、平均市場価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整適用期間に使用される電気に対し以下の通り適用します。

| 平均燃料価格 算定期間 | 平均市場価格 算定期間 | 離島平均燃料価格 算定期間 | 燃料費等調整適用期間 |
|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|--------------------------|
| 毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間 | 毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間 | 毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間 | その年の 6 月の料金に 係る計量期間等 |
| 毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間 | 毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間 | 毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間 | その年の 7 月の料金に 係る計量期間等 |
| 毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間 | 毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間 | 毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間 | その年の 8 月の料金に 係る計量期間等 |
| 毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間 | 毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間 | 毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間 | その年の 9 月の料金に 係る計量期間等 |
| 毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間 | 毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間 | 毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間 | その年の 10 月の料金に 係る計量期間等 |
| 毎年 6 月 1 日から | 毎年 6 月 1 日から | 毎年 6 月 1 日から | その年の 11 月の料金に |

| | | | |
|----------------------------|----------------------------|----------------------------|------------------------|
| 8月31日までの期間 | 8月31日までの期間 | 8月31日までの期間 | 係る計量期間等 |
| 毎年7月1日から 9月30日までの期間 | 毎年7月1日から 9月30日までの期間 | 毎年7月1日から 9月30日までの期間 | その年の12月の料金に 係る計量期間等 |
| 毎年8月1日から 10月31日までの期間 | 毎年8月1日から 10月31日までの期間 | 毎年8月1日から 10月31日までの期間 | 翌年の1月の料金に 係る計量期間等 |
| 毎年9月1日から 11月30日までの期間 | 毎年9月1日から 11月30日までの期間 | 毎年9月1日から 11月30日までの期間 | 翌年の2月の料金に 係る計量期間等 |
| 毎年10月1日から 12月31日までの期間 | 毎年10月1日から 12月31日までの期間 | 毎年10月1日から 12月31日までの期間 | 翌年の3月の料金に 係る計量期間等 |
| 毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間 | 毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間 | 毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間 | 翌年の4月の料金に 係る計量期間等 |
| 毎年12月1日から 翌年の2月末日までの期間 | 毎年12月1日から 翌年の2月末日までの期間 | 毎年12月1日から 翌年の2月末日までの期間 | 翌年の5月の料金に 係る計量期間等 |

| エリア | 改定日 | 新旧改定内容 | | |
|-----|----------|---------|---|---|
| | | 該当 頁 | 新 | 旧 |
| 東北 | 2024/5/1 | - | 一般送配電事業者等 (第 2 条以降記載の「一般送配電事業者」を全て「一般送配電事業者等」に変更いたします) | 一般送配電事業者 |
| 東北 | 2024/5/1 | 表紙 | 2024 年 5 月 1 日実施 | 2023 年 4 月 1 日実施 |
| 東北 | 2024/5/1 | 目次 | 第 14 条 供給の中止または使用の制限もしくは中止 | 第 14 条 給電指令の際の措置 |
| 東北 | 2024/5/1 | 目次 | 附則 | なし |
| 東北 | 2024/5/1 | 1 | 第 1 条 2. お客さまおよび当社は、電気需給契約書等（これに付随して締結された附則または覚書等を含み、以下同様とします。ただし、お客さまが当社に申込書を提出され、当社がお客さまにご契約内容の通知を発することで電気需給契約が成立する場合は、ご契約内容通知とし、以下「電気需給契約書等」といいます。）および本約款（以下併せて「本契約」といいます）に定められた事項を遵守するものとします。また、お客さまは一般送配電事業者またはお客さまの需要場所を供給区域とする配電事業者（以下「一般送配電事業者等」といいます。）の託送供給等約款における需要者にかかわる事項を遵守するものとします。 | 第 1 条 2. お客さまおよび当社は、電気需給契約書等（これに付随して締結された附則または覚書等を含み、以下同様とします。ただし、お客さまが当社に申込書を提出され、当社がお客さまにご契約内容の通知を発することで電気需給契約が成立する場合は、ご契約内容通知とし、以下「電気需給契約書等」といいます。）および本約款（以下併せて「本契約」といいます）に定められた事項を遵守するものとします。また、お客さまは一般送配電事業者の託送供給等約款における需要者にかかわる事項を遵守するものとします。 |
| 東北 | 2024/5/1 | 3 | 削除 | 25. 給電指令 一般送配電事業者が必要に応じて行う運用または電気の使用に関する指示をいい、具体的には第 14 条（給電指令の際の措置）に定めるところによります。 |
| 東北 | 2024/5/1 | 4 | 第 3 条 27. 平均燃料価格算定期間、離島平均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合ならびに | 第 3 条 28. 平均燃料価格算定期間、離島平均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合ならびにスポッ |

| | | | | |
|----|----------|----|--|--|
| | | | <p>スポット市場価格に基づき平均市場価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）をいいます。</p> | <p>ト市場価格に基づき平均市場価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月末日までの期間をいいます。</p> |
| 東北 | 2024/5/1 | 14 | <p>第14条 供給の中止または使用の制限もしくは中止</p> <p>1. 託送供給等約款に定めるところにより、一般送配電事業者等は、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。</p> <p>2. 前項の場合には、当社は、料金の減額等を行いません。</p> | <p>第14条 給電指令の際の措置</p> <p>1. 以下のいずれかに該当する場合には、一般送配電事業者により供給時間中にお客さまに給電指令が行われ、お客さまの電気の供給が中止され、またはお客さまに電気の使用が制限されることがあります。ただし、緊急やむをえない場合は、一般送配電事業者により、給電指令が行われることなく、お客さまの電気の使用を制限し、または中止されることがあります。</p> <p>(1) 一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合</p> <p>(2) 一般送配電事業者が維持および運用する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合</p> <p>(3) 非常変災の場合</p> <p>(4) 系統全体の需要が大きく低下し、調整電源による対策の実施にもかかわらず、原子力発電または水力発電を抑制する必要がある場合</p> <p>(5) その他電気の供給上または保安上必要がある場合</p> <p>2. 前項各号により、お客さまの電気の使</p> |

| | | | | |
|----|----------|----|--|--|
| | | | | <p>用を制限し、または中止した場合には、基本料金に力率割引または力率割増を適用した後の金額に、以下の割引をお客さまに対して実施します。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は除きます。</p> <p>(1) 実量制のお客さま その1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4%の割引とします。</p> <p>(2) 協議制のお客さま その1月中の制限し、または中止した延べ時間数1時間ごとに0.2%の割引とします。</p> <p>(3) 前2号における延べ日数および延べ時間数は一般送配電事業者より通知されたものとします。</p> <p>3. 予備電力の使用が一般送配電事業者により制限され、または中止された場合には、前項に準じて割引を行い料金を算定いたします。</p> |
| 東北 | 2024/5/1 | 15 | <p>第16条 2. (3) 第1号の場合のほか、第14条（供給の中止または使用の制限もしくは中止）第1項によって一般送配電事業者等により電気の供給が中止され、または、お客さまの電気の使用が制限され、もしくは中止された場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> | <p>第16条 2. (3) 第1号の場合のほか、第14条（給電指令の際の措置）第1項によって一般送配電事業者により電気の供給が中止され、または、お客さまの電気の使用が制限され、もしくは中止された場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> |
| 東北 | 2024/5/1 | 附則 | <p>1 本約款の実施期日 本約款は、2024年5月1日から実施します。</p> <p>2 電気料金の適用 本約款に定める電気料金は、2024年5月以降最初の計量日以降の電気料金の算定期間から適用されるものとし、その前の期間の電気料金は、従前の条件によるものとします。</p> | なし |

| エリア | 改定日 | 新旧改定内容 | |
|-----|----------|---------|-----------|
| | | 該当 頁 | 新 |
| 東北 | 2024/5/1 | 別紙 1 | 下記に記載の通り。 |

別紙 1 燃料費等調整額

1. 燃料費調整額

(1) 燃料費調整額の算定

① 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0259$$

$$\beta = 0.2563$$

$$\gamma = 0.8915$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

② 燃料費調整単価

燃料費調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 83,500 \text{ 円}) \times (2) \text{の基準単価} / 1,000$$

(2) 基準単価

基準単価は、消費税等相当額を含む金額とし、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次の通りとします。

| | |
|------------------|----------|
| 1 キロワット時につき (高圧) | 19 銭 0 厘 |
|------------------|----------|

2. 市場価格調整

(1)市場価格調整額の算定

① 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格に基づき、以下の算式によって算定された値とします。なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{平均市場価格} = X \times x + Y \times y$$

X = 各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の全日平均価格

Y = 各平均市場価格算定期間における毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の昼間平均価格

$$x = 0.5332$$

$$y = 0.4668$$

なお、各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の平均価格および各平均市場価格算定期間のうち毎日 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の平均価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

② 市場価格調整単価

市場価格調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値とします。なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 21 \text{ 円 } 39 \text{ 銭}) \times \text{(2)の市場基準単価}$$

(2)市場基準単価

市場基準単価は、次の通りとします。

| | |
|-------------------|----------|
| 1 キロワット時につき（高圧） | 14 銭 6 厘 |
| 1 キロワット時につき（特別高圧） | 14 銭 2 厘 |

3. 離島ユニバーサルサービス調整

(1)離島ユニバーサルサービス調整額の算定

① 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、次の算式によって算定された値とします。なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は 10 円の位で四捨五入します。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

$$\alpha = 1.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

② 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値とします。なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

a 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が119,000円以下の場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島平均燃料価格} - 79,300 \text{円}) \times (2) \text{の離島基準単価} / 1,000$$

b 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が119,000円を上回る場合

離島平均燃料価格は119,000円とします。

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (119,000 \text{円} - 79,300 \text{円}) \times (2) \text{の離島基準単価} / 1,000$$

(2)離島基準単価

離島基準単価は、消費税等相当額を含む金額とし、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次の通りとします。

| | |
|------------------|----|
| 1キロワット時につき（高圧） | 1厘 |
| 1キロワット時につき（特別高圧） | 1厘 |

4. 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その月の常時供給電力、予備電力および自家発補給電力のそれぞれの使用電力量に1.(1).②、2.(1).②および3.(1).②によって算定された燃料費調整単価、市場価格調整単価および離島ユニバーサルサービス調整単価（以下「燃料費等調整単価」と総称します。）を適用して以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{燃料費等調整額} = \text{使用電力量} \times (\text{燃料費調整単価} + \text{市場価格調整単価} + \text{離島ユニバーサルサービス調整単価})$$

5. 適用期間

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格、各平均市場価格算定期間の平均市場価格および各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間、平均市場価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に対し以下の通り適用します。

| | | | |
|----------------|----------------|------------------|--------------|
| 平均燃料価格 算定期間 | 平均市場価格 算定期間 | 離島平均燃料価格 算定期間 | 燃料費等調整適用単価期間 |
|----------------|----------------|------------------|--------------|

| | | | |
|---|---|---|------------------------|
| 毎年1月1日から 3月31日までの期間 | 毎年1月1日から 3月31日までの期間 | 毎年1月1日から 3月31日までの期間 | その年の6月の料金に 係る計量期間等 |
| 毎年2月1日から 4月30日までの期間 | 毎年2月1日から 4月30日までの期間 | 毎年2月1日から 4月30日までの期間 | その年の7月の料金に 係る計量期間等 |
| 毎年3月1日から 5月31日までの期間 | 毎年3月1日から 5月31日までの期間 | 毎年3月1日から 5月31日までの期間 | その年の8月の料金に 係る計量期間等 |
| 毎年4月1日から 6月30日までの期間 | 毎年4月1日から 6月30日までの期間 | 毎年4月1日から 6月30日までの期間 | その年の9月の料金に 係る計量期間等 |
| 毎年5月1日から 7月31日までの期間 | 毎年5月1日から 7月31日までの期間 | 毎年5月1日から 7月31日までの期間 | その年の10月の料金に 係る計量期間等 |
| 毎年6月1日から 8月31日までの期間 | 毎年6月1日から 8月31日までの期間 | 毎年6月1日から 8月31日までの期間 | その年の11月の料金に 係る計量期間等 |
| 毎年7月1日から 9月30日までの期間 | 毎年7月1日から 9月30日までの期間 | 毎年7月1日から 9月30日までの期間 | その年の12月の料金に 係る計量期間等 |
| 毎年8月1日から 10月31日までの期間 | 毎年8月1日から 10月31日までの期間 | 毎年8月1日から 10月31日までの期間 | 翌年の1月の料金に 係る計量期間等 |
| 毎年9月1日から 11月30日までの期間 | 毎年9月1日から 11月30日までの期間 | 毎年9月1日から 11月30日までの期間 | 翌年の2月の料金に 係る計量期間等 |
| 毎年10月1日から 12月31日までの期間 | 毎年10月1日から 12月31日までの期間 | 毎年10月1日から 12月31日までの期間 | 翌年の3月の料金に 係る計量期間等 |
| 毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間 | 毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間 | 毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間 | 翌年の4月の料金に 係る計量期間等 |
| 毎年12月1日から 翌年の2月28日までの期間（翌年 が閏年となる場合は、翌年の2月29 日までの期間） | 毎年12月1日から 翌年の2月28日までの期間（翌 年が閏年となる場合は、翌年の2 月29日までの期間） | 毎年12月1日から 翌年の2月28日までの期間（翌 年が閏年となる場合は、翌年の2 月29日までの期間） | 翌年の5月の料金に 係る計量期間等 |

| エリア | 改定日 | 新旧改定内容 | |
|-----|----------|---------|-----------|
| | | 該当 頁 | 旧 |
| 東北 | 2023/4/1 | 別紙 1 | 下記に記載の通り。 |

別紙 1 燃料費等調整額

1. 燃料費調整額

(1) 燃料費調整額の算定

① 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0247$$

$$\beta = 0.2573$$

$$\gamma = 0.8912$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

② 燃料費調整単価

燃料費調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 85,400 \text{ 円}) \times (2) \text{ の基準単価} / 1,000$$

(2) 基準単価

基準単価は、消費税等相当額を含む金額とし、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次の通りとします。

| | |
|-------------------|----------|
| 1 キロワット時につき（高圧） | 21 銭 3 厘 |
| 1 キロワット時につき（特別高圧） | 20 銭 6 厘 |

2. 市場価格調整

(1) 市場価格調整額の算定

① 平均市場価格

1キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格に基づき、以下の算式によって算定された値とします。なお、平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

$$\text{平均市場価格} = X \times x + Y \times y$$

X = 各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の全日平均価格

Y = 各平均市場価格算定期間における毎日午前8時から午後4時までの時間におけるスポット市場価格の昼間平均価格

$$x = 0.5332$$

$$y = 0.4668$$

なお、各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の平均価格および各平均市場価格算定期間のうち毎日8時から午後4時までの時間におけるスポット市場価格の平均価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

② 市場価格調整単価

市場価格調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値とします。なお、市場価格調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 21 \text{ 円 } 39 \text{ 銭}) \times (2) \text{ の市場基準単価}$$

(2) 市場基準単価

市場基準単価は、次の通りとします。

| | |
|------------------|----------|
| 1キロワット時につき（高圧） | 14 銭 6 厘 |
| 1キロワット時につき（特別高圧） | 14 銭 2 厘 |

3. 離島ユニバーサルサービス調整

(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

① 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、次の算式によって算定された値とします。なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は10円の位で四捨五入します。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

$$\alpha = 1.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格の単位は、1円

とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

② 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値とします。なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

a 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が119,000円以下の場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島平均燃料価格} - 79,300 \text{円}) \times (2) \text{の離島基準単価} / 1,000$$

b 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が119,000円を上回る場合

離島平均燃料価格は119,000円とします。

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (119,000 \text{円} - 79,300 \text{円}) \times (2) \text{の離島基準単価} / 1,000$$

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、消費税等相当額を含む金額とし、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次の通りとします。

| | |
|------------------|----|
| 1キロワット時につき（高圧） | 1厘 |
| 1キロワット時につき（特別高圧） | 1厘 |

4. 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その月の常時供給電力、予備電力および自家発補給電力のそれぞれの使用電力量に1.(1).②、2.(1).②および3.(1).②によって算定された燃料費調整単価、市場価格調整単価および離島ユニバーサルサービス調整単価（以下「燃料費等調整単価」と総称します。）を適用して以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{燃料費等調整額} = \text{使用電力量} \times (\text{燃料費調整単価} + \text{市場価格調整単価} + \text{離島ユニバーサルサービス調整単価})$$

5. 適用期間

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格、各平均市場価格算定期間の平均市場価格および各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間、平均市場価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整適用期間に使用される電気に対し以下の通り適用します。

| 平均燃料価格 算定期間 | 平均市場価格 算定期間 | 離島平均燃料価格 算定期間 | 燃料費等調整適用期間 |
|----------------------------|----------------------------|----------------------------|------------------------|
| 毎年1月1日から 3月31日までの期間 | 毎年1月1日から 3月31日までの期間 | 毎年1月1日から 3月31日までの期間 | その年の6月の料金に 係る計量期間等 |
| 毎年2月1日から 4月30日までの期間 | 毎年2月1日から 4月30日までの期間 | 毎年2月1日から 4月30日までの期間 | その年の7月の料金に 係る計量期間等 |
| 毎年3月1日から 5月31日までの期間 | 毎年3月1日から 5月31日までの期間 | 毎年3月1日から 5月31日までの期間 | その年の8月の料金に 係る計量期間等 |
| 毎年4月1日から 6月30日までの期間 | 毎年4月1日から 6月30日までの期間 | 毎年4月1日から 6月30日までの期間 | その年の9月の料金に 係る計量期間等 |
| 毎年5月1日から 7月31日までの期間 | 毎年5月1日から 7月31日までの期間 | 毎年5月1日から 7月31日までの期間 | その年の10月の料金に 係る計量期間等 |
| 毎年6月1日から 8月31日までの期間 | 毎年6月1日から 8月31日までの期間 | 毎年6月1日から 8月31日までの期間 | その年の11月の料金に 係る計量期間等 |
| 毎年7月1日から 9月30日までの期間 | 毎年7月1日から 9月30日までの期間 | 毎年7月1日から 9月30日までの期間 | その年の12月の料金に 係る計量期間等 |
| 毎年8月1日から 10月31日までの期間 | 毎年8月1日から 10月31日までの期間 | 毎年8月1日から 10月31日までの期間 | 翌年の1月の料金に 係る計量期間等 |
| 毎年9月1日から 11月30日までの期間 | 毎年9月1日から 11月30日までの期間 | 毎年9月1日から 11月30日までの期間 | 翌年の2月の料金に 係る計量期間等 |
| 毎年10月1日から 12月31日までの期間 | 毎年10月1日から 12月31日までの期間 | 毎年10月1日から 12月31日までの期間 | 翌年の3月の料金に 係る計量期間等 |
| 毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間 | 毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間 | 毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間 | 翌年の4月の料金に 係る計量期間等 |
| 毎年12月1日から 翌年の2月末日までの期間 | 毎年12月1日から 翌年の2月末日までの期間 | 毎年12月1日から 翌年の2月末日までの期間 | 翌年の5月の料金に 係る計量期間等 |

| エリア | 改定日 | 新旧改定内容 | | |
|-----|----------|---------|---|---|
| | | 該当 頁 | 新 | 旧 |
| 東京 | 2024/4/1 | - | 一般送配電事業者等 (第2条以降記載の「一般送配電事業者」 を全て「一般送配電事業者等」に変更い たします) | 一般送配電事業者 |
| 東京 | 2024/4/1 | 表紙 | 2024年4月1日実施 | 2023年4月1日実施 |
| 東京 | 2024/4/1 | 目次 | 第14条 供給の中止または使用の制限 もしくは中止 | 第14条 給電指令の際の措置 |
| 東京 | 2024/4/1 | 目次 | 附則 | なし |
| 東京 | 2024/4/1 | 1 | 第1条 2. お客さまおよび当社は、電 気需給契約書等（これに付随して締結さ れた附則または覚書等を含み、以下同様 とします。ただし、お客さまが当社に申 込書を提出され、当社がお客さまにご契 約内容の通知を発することで電気需給 契約が成立する場合は、ご契約内容通知 とし、以下「電気需給契約書等」といい ます。）および本約款（以下併せて「本契 約」といいます）に定められた事項を遵 守するものとします。また、お客さまは 一般送配電事業者またはお客さまの需 要場所を供給区域とする配電事業者（以 下「一般送配電事業者等」といいます。） の託送供給等約款における需要者にか かわる事項を遵守するものとします。 | 第1条 2. お客さまおよび当社は、電 気需給契約書等（これに付随して締結さ れた附則または覚書等を含み、以下同様 とします。ただし、お客さまが当社に申 込書を提出され、当社がお客さまにご契 約内容の通知を発することで電気需給 契約が成立する場合は、ご契約内容通知 とし、以下「電気需給契約書等」といい ます。）および本約款（以下併せて「本契 約」といいます）に定められた事項を遵 守するものとします。また、お客さまは 一般送配電事業者の託送供給等約款に おける需要者にかかわる事項を遵守す るものとします。 |
| 東京 | 2024/4/1 | 4 | 削除 | 25. 給電指令 一般送配電事業者が必要に応じて行う 運用または電気の使用に関する指示を いい、具体的には第14条（給電指令の際 の措置）に定めるところによります。 |
| 東京 | 2024/4/1 | 4 | 第3条 26. 平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額 の値に基づき平均燃料価格を算定する 場合の期間とし、毎年1月1日から3月 31日までの期間、2月1日から4月30 日までの期間、3月1日から5月31日 までの期間、4月1日から6月30日ま | 第3条 27. 平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額 の値に基づき平均燃料価格を算定する 場合の期間とし、毎年1月1日から3月 31日までの期間、2月1日から4月30 日までの期間、3月1日から5月31日 までの期間、4月1日から6月30日ま |

| | | | | |
|----|----------|----|---|--|
| | | | での期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間とします。)をいいます。 | での期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月末日までの期間をいいます。 |
| 東京 | 2024/4/1 | 4 | <p>第3条 28. 平均市場価格算定期間</p> <p>スポット市場価格に基づき平均市場価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から1月31日までの期間、2月1日から2月28日までの期間(閏年となる場合は、2月29日までの期間とします。)、3月1日から3月31日までの期間、4月1日から4月30日までの期間、5月1日から5月31日までの期間、6月1日から6月30日までの期間、7月1日から7月31日までの期間、8月1日から8月31日までの期間、9月1日から9月30日までの期間、10月1日から10月31日までの期間、11月1日から11月30日までの期間または12月1日から12月31日までの期間をいいます。</p> | <p>第3条 29. 平均市場価格算定期間</p> <p>スポット市場価格に基づき平均市場価格を算定する場合の期間とし、毎年1月21日から4月20日までの期間、2月21日から5月20日までの期間、3月21日から6月20日までの期間、4月21日から7月20日までの期間、5月21日から8月20日までの期間、6月21日から9月20日までの期間、7月21日から10月20日までの期間、8月21日から11月20日までの期間、9月21日から12月20日までの期間、10月21日から翌年の1月20日までの期間、11月21日から翌年の2月20日までの期間または12月21日から翌年の3月20日までの期間をいいます。</p> |
| 東京 | 2024/4/1 | 14 | <p>第14条 供給の中止または使用の制限もしくは中止</p> <p>1. 託送供給等約款に定めるところにより、一般送配電事業者等は、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。</p> <p>2. 前項の場合には、当社は、料金の減額等を行いません。</p> | <p>第14条 給電指令の際の措置</p> <p>1. 以下のいずれかに該当する場合には、一般送配電事業者により供給時間中にお客さまに給電指令が行われ、お客さまの電気の供給が中止され、またはお客さまに電気の使用が制限されることがあります。ただし、緊急やむをえない場合は、一般送配電事業者により、給電指令が行われることなく、お客さまの電気の使用を制限し、または中止されることがあります。</p> <p>(1) 一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に故障が生</p> |

| | | | | |
|----|----------|----|--|---|
| | | | | <p>じ、または故障が生ずるおそれがある場合</p> <p>(2) 一般送配電事業者が維持および運用する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合</p> <p>(3) 非常変災の場合</p> <p>(4) 系統全体の需要が大きく低下し、調整電源による対策の実施にもかかわらず、原子力発電または水力発電を抑制する必要性が生じた場合</p> <p>(5) その他電気の供給上または保安上必要がある場合</p> <p>2. 前項各号により、お客さまの電気の使用を制限し、または中止した場合には、基本料金に力率割引または力率割増を適用した後の金額に、以下の割引をお客さまに対して実施します。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は除きます。</p> <p>(1) 実量制のお客さま その1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4%の割引とします。</p> <p>(2) 協議制のお客さま その1月中の制限し、または中止した延べ時間数1時間ごとに0.2%の割引とします。</p> <p>(3) 前2号における延べ日数および延べ時間数は一般送配電事業者より通知されたものとします。</p> <p>3. 予備電力の使用が一般送配電事業者により制限され、または中止された場合には、前項に準じて割引を行い料金を算定いたします。</p> |
| 東京 | 2024/4/1 | 15 | 第16条 2. (3) 第1号の場合のほか、第14条 (供給の中止または使用の制限もしくは中止) 第1項によって一般送配 | 第16条 2. (3) 第1号の場合のほか、第14条 (給電指令の際の措置) 第1項によって一般送配電事業者により電気 |

| | | | | |
|----|----------|----|--|--|
| | | | <p>電事業者等により電気の供給が中止され、または、お客さまの電気の使用が制限され、もしくは中止された場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> | <p>の供給が中止され、または、お客さまの電気の使用が制限され、もしくは中止された場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> |
| 東京 | 2024/4/1 | 附則 | <p>1 本約款の実施期日 本約款は、2024年4月1日から実施します。</p> <p>2 電気料金の適用 本約款に定める電気料金は、2024年4月以降最初の計量日以降の電気料金の算定期間から適用されるものとし、その前の期間の電気料金は、従前の条件によるものとします。</p> | なし |

| エリア | 改定日 | 新旧改定内容 | |
|-----|----------|---------|-----------|
| | | 該当 頁 | 新 |
| 東京 | 2024/4/1 | 別紙 1 | 下記に記載の通り。 |

別紙 1 燃料費等調整額

1. 燃料費調整単価の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0048$$

$$\beta = 0.3759$$

$$\gamma = 0.6725$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 基準燃料単価

基準燃料単価は、消費税等相当額を含む金額とし、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次の通りとします。

| | |
|--------------------|----------|
| 1 キロワット時につき (高圧) | 17 銭 4 厘 |
| 1 キロワット時につき (特別高圧) | 16 銭 9 厘 |

(3) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 57,500 \text{ 円}) \times (2) \text{ の基準燃料単価} / 1,000$$

2. 市場価格調整単価の算定

(1) 平均市場価格

1キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格に基づき、以下の算式によって算定された値とします。なお、平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

$$\text{平均市場価格} = X \times x + Y \times y$$

X=各平均市場価格算定期間における1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

Y=各平均市場価格算定期間における毎日午前8時から午後4時までの1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

$$x=0.8288$$

$$y=0.1712$$

なお、各平均市場価格算定期間における1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格および毎日午前8時から午後4時までの1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

(2) 基準市場単価

基準市場単価は、平均市場価格が1円変動した場合の値とし、基準市場単価上限値を超えない限りで、年度ごとに定めるものとします。また、基準市場単価は、その年度が開始する3月前までに当社のホームページ等でお知らせします。

なお、基準市場単価上限値は、次のとおりとします。

| | |
|------------------|-------|
| 1キロワット時につき（高圧） | 33銭7厘 |
| 1キロワット時につき（特別高圧） | 32銭8厘 |

(3) 市場価格調整単価

市場価格調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 11 \text{円} 22 \text{銭}) \times \text{(2)の基準市場単価}$$

3. 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その月の常時供給電力、予備電力および自家発補給電力のそれぞれの使用電力量に1.(3)および2.(3)によって算定された燃料費調整単価および市場価格調整単価（以下「燃料費等調整単価」と総称します。）を適用して以下の算式により算定される金額とします。

なお、燃料費等調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

$$\text{燃料費等調整額} = \text{使用電力量} \times (\text{燃料費調整単価} + \text{市場価格調整単価})$$

4. 適用期間

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された燃

料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に対し以下の通り適用します。

| 平均燃料価格算定期間 | 平均市場価格算定期間 | 燃料費等調整単価 適用期間 |
|---|---------------------------------------|--------------------|
| 毎年1月1日から3月31日までの期間 | 毎年5月1日から5月31日までの期間 | その年の6月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年2月1日から4月30日までの期間 | 毎年6月1日から6月30日までの期間 | その年の7月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年3月1日から5月31日までの期間 | 毎年7月1日から7月31日までの期間 | その年の8月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年4月1日から6月30日までの期間 | 毎年8月1日から8月31日までの期間 | その年の9月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年5月1日から7月31日までの期間 | 毎年9月1日から9月30日までの期間 | その年の10月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年6月1日から8月31日までの期間 | 毎年10月1日から10月31日までの期間 | その年の11月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年7月1日から9月30日までの期間 | 毎年11月1日から11月30日までの期間 | その年の12月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年8月1日から10月31日までの期間 | 毎年12月1日から12月31日までの期間 | 翌年の1月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年9月1日から11月30日までの期間 | 翌年1月1日から1月31日までの期間 | 翌年の2月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年10月1日から12月31日までの期間 | 翌年2月1日から2月28日までの期間（閏年の場合は、2月29日までの期間） | 翌年の3月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間 | 翌年の3月1日から3月31日までの期間 | 翌年の4月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 （翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間） | 翌年の4月1日から4月30日までの期間 | 翌年の5月の料金に係る計量期間等 |

| エリア | 改定日 | 新旧改定内容 | |
|-----|----------|---------|-----------|
| | | 該当 頁 | 旧 |
| 東京 | 2023/4/1 | 別紙 1 | 下記に記載の通り。 |

別紙 1 燃料費等調整額

1. 燃料価格調整項の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0033$$

$$\beta = 0.4001$$

$$\gamma = 0.6241$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 基準単価

基準単価は、消費税等相当額を含む金額とし、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次の通りとします。

| | |
|-------------------|----------|
| 1 キロワット時につき（高圧） | 15 銭 0 厘 |
| 1 キロワット時につき（特別高圧） | 14 銭 5 厘 |

(3) 燃料価格調整項

燃料費調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 64,900 \text{ 円}) \times (2). \text{の基準単価} / 1,000$$

2. 市場価格調整項の算定

(1) 平均市場価格

1キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格に基づき、以下の算式によって算定された値とします。なお、平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数、小数点以下第1位で四捨五入します。

$$\text{平均市場価格} = X \times x + Y \times y$$

X = 各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の平均値

Y = 各平均市場価格算定期間のうち毎日午前8時から午後4時までの時間におけるスポット市場価格の平均値の単位は1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

$$x = 0.6566$$

$$y = 0.3434$$

(2) 基準市場単価

基準市場単価は、平均市場価格が1円変動した場合の値とし、次の通りとします。

| | |
|------------------|-------|
| 1キロワット時につき（高圧） | 33銭7厘 |
| 1キロワット時につき（特別高圧） | 32銭8厘 |

(3) 市場価格調整項

市場価格調整項は消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

$$\text{市場価格調整項} = (\text{平均市場価格} - 17\text{円}44\text{銭}) \times (2) \text{の基準市場単価}$$

3. 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その月の常時供給電力、予備電力および自家発補給電力のそれぞれの使用電力量に1.(3)および2.(3)によって算定された燃料価格調整項および市場価格調整項（以下「燃料費等調整単価」と総称します。）を適用して以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{燃料費等調整額} = \text{使用電力量} \times (\text{燃料価格調整項} + \text{市場価格調整項})$$

4. 適用期間

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整適用期間に使用される電気に対し以下の通り適用します。

| 平均燃料価格算定期間 | 平均市場価格算定期間 | 燃料費等調整適用期間 |
|----------------------------|------------------------------|------------------------|
| 毎年1月1日から 3月31日までの期間 | 毎年1月21日から 4月20日までの期間 | その年の6月の料金に 係る計量期間等 |
| 毎年2月1日から 4月30日までの期間 | 毎年2月21日から 5月20日までの期間 | その年の7月の料金に 係る計量期間等 |
| 毎年3月1日から 5月31日までの期間 | 毎年3月21日から 6月20日までの期間 | その年の8月の料金に 係る計量期間等 |
| 毎年4月1日から 6月30日までの期間 | 毎年4月21日から 7月20日までの期間 | その年の9月の料金に 係る計量期間等 |
| 毎年5月1日から 7月31日までの期間 | 毎年5月21日から 8月20日までの期間 | その年の10月の料金に 係る計量期間等 |
| 毎年6月1日から 8月31日までの期間 | 毎年6月21日から 9月20日までの期間 | その年の11月の料金に 係る計量期間等 |
| 毎年7月1日から 9月30日までの期間 | 毎年7月21日から 10月20日までの期間 | その年の12月の料金に 係る計量期間等 |
| 毎年8月1日から 10月31日までの期間 | 毎年8月21日から 11月20日までの期間 | 翌年の1月の料金に 係る計量期間等 |
| 毎年9月1日から 11月30日までの期間 | 毎年9月21日から 12月20日までの期間 | 翌年の2月の料金に 係る計量期間等 |
| 毎年10月1日から 12月31日までの期間 | 毎年10月21日から 翌年の1月20日までの期間 | 翌年の3月の料金に 係る計量期間等 |
| 毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間 | 翌年の11月21日から 翌年の2月20日までの期間 | 翌年の4月の料金に 係る計量期間等 |
| 毎年12月1日から 翌年の2月末日までの期間 | 翌年の12月21日から 翌年の3月20日までの期間 | 翌年の5月の料金に 係る計量期間等 |

| エリア | 改定日 | 新旧改定内容 | | |
|-----|----------|---------|---|---|
| | | 該当 頁 | 新 | 旧 |
| 中部 | 2024/4/1 | - | 一般送配電事業者等 (第2条以降記載の「一般送配電事業者」 を全て「一般送配電事業者等」に変更い たします) | 一般送配電事業者 |
| 中部 | 2024/4/1 | 表紙 | 2024年4月1日実施 | 2023年4月1日実施 |
| 中部 | 2024/4/1 | 目次 | 第14条 供給の中止または使用の制限 もしくは中止 | 第14条 給電指令の際の措置 |
| 中部 | 2024/4/1 | 目次 | 附則 | なし |
| 中部 | 2024/4/1 | 1 | 第1条 2. お客さまおよび当社は、電 気需給契約書等（これに付随して締結さ れた附則または覚書等を含み、以下同様 とします。ただし、お客さまが当社に申 込書を提出され、当社がお客さまにご契 約内容の通知を発することで電気需給 契約が成立する場合は、ご契約内容通知 とし、以下「電気需給契約書等」といい ます。）および本約款（以下併せて「本契 約」といいます）に定められた事項を遵 守するものとします。また、お客さまは 一般送配電事業者またはお客さまの需 要場所を供給区域とする配電事業者（以 下「一般送配電事業者等」といいます。） の託送供給等約款における需要者にか かわる事項を遵守するものとします。 | 第1条 2. お客さまおよび当社は、電 気需給契約書等（これに付随して締結さ れた附則または覚書等を含み、以下同様 とします。ただし、お客さまが当社に申 込書を提出され、当社がお客さまにご契 約内容の通知を発することで電気需給 契約が成立する場合は、ご契約内容通知 とし、以下「電気需給契約書等」といい ます。）および本約款（以下併せて「本契 約」といいます）に定められた事項を遵 守するものとします。また、お客さまは 一般送配電事業者の託送供給等約款に おける需要者にかかわる事項を遵守す るものとします。 |
| 中部 | 2024/4/1 | 3 | 削除 | 25. 給電指令 一般送配電事業者が必要に応じて行 う運用または電気の使用に関する指示 をいい、具体的には第14条（給電指令 の際の措置）に定めるところによりま す。 |
| 中部 | 2024/4/1 | 3 | 第3条 26. 平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額 の値に基づき平均燃料価格を算定する 場合の期間とし、毎年1月1日から3月 31日までの期間、2月1日から4月30 | 第3条 26. 平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額 の値に基づき平均燃料価格を算定する 場合の期間とし、毎年1月1日から3月 31日までの期間、2月1日から4月30 |

| | | | | |
|----|----------|----|---|---|
| | | | 日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)をいいます。 | 日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月末日までの期間をいいます。 |
| 中部 | 2024/4/1 | 4 | <p>第3条 28. 平均市場価格算定期間</p> <p>約定単価に基づき平均市場価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から1月31日までの期間、12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)をいいます。</p> | <p>第3条 28. 平均市場価格算定期間</p> <p>約定単価に基づき平均市場価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から1月31日までの期間、12月1日から翌年の2月末日までの期間をいいます。</p> |
| 中部 | 2024/4/1 | 14 | <p>第14条 供給の中止または使用の制限もしくは中止</p> <p>1. 託送供給等約款に定めるところにより、一般送配電事業者等は、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。</p> <p>2. 前項の場合には、当社は、料金の減額等を行いません。</p> | <p>第14条 給電指令の際の措置</p> <p>1. 以下のいずれかに該当する場合には、一般送配電事業者により供給時間中にお客さまに給電指令が行われ、お客さまの電気の供給が中止され、またはお客さまに電気の使用が制限されることがあります。ただし、緊急やむをえない場合は、一般送配電事業者により、給電指令が行われることなく、お客さまの電気の使用を制限し、または中止されることがあります。</p> |

| | | | | |
|----|----------|----|------------------------|--|
| | | | | <p>(1) 一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合</p> <p>(2) 一般送配電事業者が維持および運用する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合</p> <p>(3) 非常変災の場合</p> <p>(4) 系統全体の需要が大きく低下し、調整電源による対策の実施にもかかわらず、原子力発電または水力発電を抑制する必要性が生じた場合</p> <p>(5) その他電気の供給上または保安上必要がある場合</p> <p>2. 前項各号により、お客さまの電気の使用を制限し、または中止した場合には、基本料金に力率割引または力率割増を適用した後の金額に、以下の割引をお客さまに対して実施します。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は除きます。</p> <p>(1) 実量制のお客さま その1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4%の割引とします。</p> <p>(2) 協議制のお客さま その1月中の制限し、または中止した延べ時間数1時間ごとに0.2%の割引とします。</p> <p>(3) 前2号における延べ日数および延べ時間数は一般送配電事業者より通知されたものとします。</p> <p>3. 予備電力の使用が一般送配電事業者により制限され、または中止された場合には、前項に準じて割引を行い料金を算定いたします。</p> |
| 中部 | 2024/4/1 | 15 | 第16条 2. (3) 第1号の場合のほか、 | 第16条 2. (3) 第1号の場合のほか、 |

| | | | | |
|----|----------|----|--|--|
| | | | 第 14 条（供給の中止または使用の制限もしくは中止）第 1 項によって一般送配電事業者等により電気の供給が中止され、または、お客さまの電気の使用が制限され、もしくは中止された場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 | 第 14 条（給電指令の際の措置）第 1 項によって一般送配電事業者により電気の供給が中止され、または、お客さまの電気の使用が制限され、もしくは中止された場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 |
| 中部 | 2024/4/1 | 附則 | <p>1 本約款の実施期日 本約款は、2024 年 4 月 1 日から実施します。</p> <p>2 電気料金の適用 本約款に定める電気料金は、2024 年 4 月以降最初の計量日以降の電気料金の算定期間から適用されるものとし、その前の期間の電気料金は、従前の条件によるものとします。</p> | なし |

| エリア | 改定日 | 新旧改定内容 | |
|-----|----------|--------|-----------|
| | | 該当頁 | 新 |
| 中部 | 2024/4/1 | 別紙 1 | 下記に記載の通り。 |

別紙 1 燃料費等調整額

1. 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.4381$$

$$\beta = 0.5545$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均

石炭価格の各単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

(2) 基準単価

基準単価は、消費税等相当額を含む金額とし、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、以下の通りとします。

| | |
|------------------|----------|
| 1キロワット時につき（高圧） | 19 銭 6 厘 |
| 1キロワット時につき（特別高圧） | 19 銭 3 厘 |

(3) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。
なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 42,000 \text{ 円}) \times \text{(2)の基準単価} / 1,000$$

2. 卸市場単価の算定

(1) 平均市場価格

1キロワット時当たりの平均市場価格は、各平均燃料価格算定期間における6時から18時までの約定単価の単純平均とします。

なお、平均市場価格の単位は1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

(2) 卸市場単価

1キロワット時当たりの卸市場単価は、消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値とします。

なお、卸市場単価の単位は1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

$$\text{卸市場単価} = (\text{平均市場価格} - 19 \text{ 円 } 37 \text{ 銭}) \times \text{(3)の卸市場率}$$

(3) 卸市場率

高圧における卸市場率は、9.0パーセントを基準に、高圧で供給する場合の損失率（3.8パーセントとします。）および消費税率を加味したものと、10.3パーセントとします。

特別高圧における卸市場率は、9.0パーセントを基準に、特別高圧で供給する場合の損失率（2.4パーセント）および消費税率を加味したものと、10.1パーセントとします。

3. 燃料費等調整額

燃料費調整額は、その月の常時供給電力、予備電力および自家発補給電力のそれぞれの使用電力量に1.(2)および2.(2)によって算定された燃料費調整単価および卸市場単価（以下「燃料費等調整単価」と総称します。）を適用して以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{燃料費調整額} = \text{使用電力量} \times (\text{燃料費調整単価} + \text{卸市場単価})$$

4. 適用期間

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格、各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間、平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に対し以下の通り適用します。

| 平均燃料価格算定期間 | 平均市場価格算定期間 | 燃料費等調整単価適用期間 |
|---|---|--------------------|
| 毎年1月1日から3月31日までの期間 | 毎年1月1日から3月31日までの期間 | その年の6月の料金に係る量期間等 |
| 毎年2月1日から4月30日までの期間 | 毎年2月1日から4月30日までの期間 | その年の7月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年3月1日から5月31日までの期間 | 毎年3月1日から5月31日までの期間 | その年の8月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年4月1日から6月30日までの期間 | 毎年4月1日から6月30日までの期間 | その年の9月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年5月1日から7月31日までの期間 | 毎年5月1日から7月31日までの期間 | その年の10月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年6月1日から8月31日までの期間 | 毎年6月1日から8月31日までの期間 | その年の11月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年7月1日から9月30日までの期間 | 毎年7月1日から9月30日までの期間 | その年の12月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年8月1日から10月31日までの期間 | 毎年8月1日から10月31日までの期間 | 翌年の1月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年9月1日から11月30日までの期間 | 毎年9月1日から11月30日までの期間 | 翌年の2月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年10月1日から12月31日までの期間 | 毎年10月1日から12月31日までの期間 | 翌年の3月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間 | 毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間 | 翌年の4月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間） | 毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間） | 翌年の5月の料金に係る計量期間等 |

| エリア | 改定日 | 新旧改定内容 | |
|-----|----------|---------|-----------|
| | | 該当頁 | 旧 |
| 中部 | 2023/4/1 | 別紙 1 | 下記に記載の通り。 |

別紙1 燃料費等調整額

1. 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、

以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.4381$$

$$\beta = 0.5545$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 基準単価

基準単価は、消費税等相当額を含む金額とし、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、以下の通りとします。

| | |
|--------------------|----------|
| 1 キロワット時につき (高圧) | 19 銭 6 厘 |
| 1 キロワット時につき (特別高圧) | 19 銭 3 厘 |

(3) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 42,000 \text{ 円}) \times \text{(2)の基準単価}/1,000$$

2. 卸市場単価の算定

(1) 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、各平均燃料価格算定期間における 6 時から 18 時までの約定単価の単純平均といたします。

なお、平均市場価格の単位は 1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 卸市場単価

1 キロワット時当たりの卸市場単価は、消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値といたします。

なお、卸市場単価の単位は 1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{卸市場単価} = (\text{平均市場価格} - 19 \text{ 円 } 37 \text{ 銭}) \times \text{(3)の卸市場率}$$

(3) 卸市場率

高圧における卸市場率は、9.0 パーセントを基準に、高圧で供給する場合の損失率（3.8 パーセントとします。）および消費税率を加味したものとし、10.3 パーセントといたします。

特別高圧における卸市場率は、9.0 パーセントを基準に、特別高圧で供給する場合の損失率（2.4 パーセント）および消費税率を加味したものとし、10.1 パーセントといたします。

3. 燃料費等調整額

燃料費調整額は、その月の常時供給電力、予備電力および自家発補給電力のそれぞれの使用電力量に 1.(2)および 2.(2)によって算定された燃料費調整単価および卸市場単価（以下「燃料費等調整単価」と総称します。）を適用して以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{燃料費調整額} = \text{使用電力量} \times (\text{燃料費調整単価} + \text{卸市場単価})$$

4. 適用期間

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格、各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間、平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整適用期間に使用される電気に対し以下の通り適用します。

| 平均燃料価格算定期間 | 平均市場価格算定期間 | 燃料費等調整適用期間 |
|--------------------------------|--------------------------------|----------------------|
| 毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間 | 毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間 | その年の 6 月の料金に係る量期間等 |
| 毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間 | 毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間 | その年の 7 月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間 | 毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間 | その年の 8 月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間 | 毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間 | その年の 9 月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間 | 毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間 | その年の 10 月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間 | 毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間 | その年の 11 月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間 | 毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間 | その年の 12 月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間 | 毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間 | 翌年の 1 月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間 | 毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間 | 翌年の 2 月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間 | 毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間 | 翌年の 3 月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間 | 毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間 | 翌年の 4 月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月末日までの期間 | 毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月末日までの期間 | 翌年の 5 月の料金に係る計量期間等 |

| エリア | 改定日 | 新旧改定内容 | | |
|-----|----------|---------|---|---|
| | | 該当 頁 | 新 | 旧 |
| | | 北陸 | 2024/4/1 | - |
| 北陸 | 2024/4/1 | 表紙 | 2024年4月1日実施 | 2023年4月1日実施 |
| 北陸 | 2024/4/1 | 表紙 | 附則 | なし |
| 北陸 | 2024/4/1 | 目次 | 第14条 供給の中止または使用の制限 もしくは中止 | 第14条 給電指令の際の措置 |
| 北陸 | 2024/4/1 | 1 | 第1条 2. お客さまおよび当社は、電 気需給契約書等（これに付随して締結さ れた附則または覚書等を含み、以下同様 とします。ただし、お客さまが当社に申 込書を提出され、当社がお客さまにご契 約内容の通知を発することで電気需給 契約が成立する場合は、ご契約内容通知 とし、以下「電気需給契約書等」とい います。）および本約款（以下併せて「本契 約」といいます）に定められた事項を遵 守するものとします。また、お客さまは 一般送配電事業者またはお客さまの需 要場所を供給区域とする配電事業者（以 下「一般送配電事業者等」といいます。） の託送供給等約款における需要者にか かわる事項を遵守するものとします。 | 第1条 2. お客さまおよび当社は、電 気需給契約書等（これに付随して締結さ れた附則または覚書等を含み、以下同様 とします。ただし、お客さまが当社に申 込書を提出され、当社がお客さまにご契 約内容の通知を発することで電気需給 契約が成立する場合は、ご契約内容通知 とし、以下「電気需給契約書等」とい います。）および本約款（以下併せて「本契 約」といいます）に定められた事項を遵 守するものとします。また、お客さまは 一般送配電事業者の託送供給等約款に おける需要者にかかわる事項を遵守す るものとします。 |
| 北陸 | 2024/4/1 | 3 | 削除 | 25. 給電指令 一般送配電事業者が必要に応じて行う 運用または電気の使用に関する指示を いい、具体的には第14条（給電指令の際 の措置）に定めるところによります。 |
| 北陸 | 2024/4/1 | 3 | 第3条 26. 平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の 値に基づき平均燃料価格を算定する場 合の期間とし、毎年1月1日から3月31 日までの期間、2月1日から4月30日ま | 第3条 26. 平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の 値に基づき平均燃料価格を算定する場 合の期間とし、毎年1月1日から3月31 日までの期間、2月1日から4月30日ま |

| | | | | |
|----|----------|----|--|---|
| | | | <p>での期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）をいいます。</p> | <p>での期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月末日までの期間をいいます。</p> |
| 北陸 | 2024/4/1 | 14 | <p>第14条 供給の中止または使用の制限もしくは中止</p> <p>1. 託送供給等約款に定めるところにより、一般送配電事業者等は、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。</p> <p>2. 前項の場合には、当社は、料金の減額等を行いません。</p> | <p>第14条 給電指令の際の措置</p> <p>1. 以下のいずれかに該当する場合には、一般送配電事業者により供給時間中にお客さまに給電指令が行われ、お客さまの電気の供給が中止され、またはお客さまに電気の使用が制限されることがあります。ただし、緊急やむをえない場合は、一般送配電事業者により、給電指令が行われることなく、お客さまの電気の使用を制限し、または中止されることがあります。</p> <p>(1) 一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合</p> <p>(2) 一般送配電事業者が維持および運用する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合</p> <p>(3) 非常変災の場合</p> <p>(4) 系統全体の需要が大きく低下し、調整電源による対策の実施にもかかわらず、原子力発電または水力発電を抑制する必要が生じた場合</p> <p>(5) その他電気の供給上または保安上必要がある場合</p> <p>2. 前項各号により、お客さまの電気の使用を制限し、または中止した場合には、基本料金に力率割引または力率割増を適用した後の金額に、以下の割引をお</p> |

| | | | | |
|----|----------|----|--|--|
| | | | | <p>客さまに対して実施します。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は除きます。</p> <p>(1) 実量制のお客さま その1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4%の割引とします。</p> <p>(2) 協議制のお客さま その1月中の制限し、または中止した延べ時間数1時間ごとに0.2%の割引とします。</p> <p>(3) 前2号における延べ日数および延べ時間数は一般送配電事業者より通知されたものとします。</p> <p>3. 予備電力の使用が一般送配電事業者により制限され、または中止された場合には、前項に準じて割引を行い料金を算定いたします。</p> |
| 北陸 | 2024/4/1 | 15 | <p>第16条 2. (3) 第1号の場合のほか、第14条（供給の中止または使用の制限もしくは中止）第1項によって一般送配電事業者等により電気の供給が中止され、または、お客さまの電気の使用が制限され、もしくは中止された場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> | <p>第16条 2. (3) 第1号の場合のほか、第14条（給電指令の際の措置）第1項によって一般送配電事業者により電気の供給が中止され、または、お客さまの電気の使用が制限され、もしくは中止された場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> |
| 北陸 | 2024/4/1 | 附則 | <p>1 本約款の実施期日 本約款は、2024年4月1日から実施します。</p> <p>2 電気料金の適用 本約款に定める電気料金は、2024年4月以降最初の計量日以降の電気料金の算定期間から適用されるものとし、その前の期間の電気料金は、従前の条件によるものとします。</p> | なし |

| エリア | 改定日 | 新旧改定内容 |
|-----|-----|--------|
|-----|-----|--------|

| | | | |
|----|----------|---------|-----------|
| | | 該当 頁 | 新 |
| 北陸 | 2024/4/1 | 別紙 1 | 下記に記載の通り。 |

別紙 1 燃料費等調整額

1. 燃料費調整の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0415$$

$$\beta = 0.0745$$

$$\gamma = 1.2499$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 基準単価

基準単価は、消費税等相当額を含む金額とし、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次の通りとします。

| | |
|-------------------|----------|
| 1 キロワット時につき（高圧） | 15 銭 7 厘 |
| 1 キロワット時につき（特別高圧） | 15 銭 4 厘 |

(3) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 79,800 \text{ 円}) \times (2) \text{の基準単価} / 1,000$$

2. 市場価格調整単価の算定

(1) 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、各平均市場価格算定期間における 6 時から 18 時までの北陸エリ

アプライスの単純平均価格とします。なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 基準市場単価

基準市場単価は、消費税等相当額を含む金額とし、平均市場価格が 1 円変動した場合の値とし、次の通りとします。

| | |
|--------------------|----------|
| 1 キロワット時につき (高圧) | 14 銭 9 厘 |
| 1 キロワット時につき (特別高圧) | 14 銭 5 厘 |

(3) 市場価格調整単価

1 キロワット時当たりの市場価格調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入します。

a) 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 8 円 00 銭を下回る場合

市場価格調整単価 = (平均市場価格 - 8 円 00 銭) × (2) の基準市場単価

b) 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 32 円 00 銭を上回る場合

市場価格調整単価 = (平均市場価格 - 32 円 00 銭) × (2) の基準市場単価

c) 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 8 円 00 銭以上、32 円 00 銭以下の場合、市場価格調整単価は零とします。

3. 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その月の常時供給電力、予備電力および自家発補給電力のそれぞれの使用電力量に 1.(3) および 2.(3) によって算定された燃料費調整単価および市場価格調整単価 (以下「燃料費等調整単価」と総称します。) を適用して以下の算式により算定される金額とします。

燃料費等調整額 = 使用電力量 × (燃料費調整単価 + 市場価格調整単価)

4. 適用期間

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に対し以下の通り適用します。

ただし、計量日が毎月初日のお客様については、以下の各月の計量日はその月の翌月の初日とします。

| 平均燃料価格算定期間 | 平均市場価格算定期間 | 燃料費等調整単価適用期間 |
|----------------------------|-----------------------------|---------------------|
| 毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間 | 毎年 5 月 21 日から 6 月 20 日までの期間 | その年の 6 月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間 | 毎年 6 月 21 日から 7 月 20 日までの期間 | その年の 7 月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間 | 毎年 7 月 21 日から 8 月 20 日までの期間 | その年の 8 月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間 | 毎年 8 月 21 日から 9 月 20 日までの期間 | その年の 9 月の料金に係る計量期間等 |

| | | |
|---|-------------------------|--------------------|
| 毎年5月1日から7月31日までの期間 | 毎年9月21日から10月20日までの期間 | その年の10月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年6月1日から8月31日までの期間 | 毎年10月21日から11月20日までの期間 | その年の11月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年7月1日から9月30日までの期間 | 毎年11月21日から12月20日までの期間 | その年の12月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年8月1日から10月31日までの期間 | 毎年12月21日から翌年の1月20日までの期間 | 翌年の1月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年9月1日から11月30日までの期間 | 翌年の1月21日から2月20日までの期間 | 翌年の2月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年10月1日から12月31日までの期間 | 翌年の2月21日から3月20日までの期間 | 翌年の3月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間 | 翌年の3月21日から4月20日までの期間 | 翌年の4月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間） | 翌年の4月21日から5月20日までの期間 | 翌年の5月の料金に係る計量期間等 |

| エリア | 改定日 | 新旧改定内容 | |
|-----|----------|---------|-----------|
| | | 該当頁 | 旧 |
| 北陸 | 2023/4/1 | 別紙 1 | 下記に記載の通り。 |

別紙1 燃料費等調整額

1. 燃料費調整の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0380$$

$$\beta = 0.0702$$

$$\gamma = 1.2641$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 基準単価

基準単価は、消費税等相当額を含む金額とし、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次の通りとします。

| | |
|--------------------|----------|
| 1 キロワット時につき (高圧) | 17 銭 7 厘 |
| 1 キロワット時につき (特別高圧) | 17 銭 4 厘 |

(3) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。
なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 79,300 \text{ 円}) \times (2) \text{の基準単価} / 1,000$$

2. 市場価格調整単価の算定

(1) 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、各平均市場価格算定期間における 6 時から 18 時までの北陸エリアプライスの単純平均価格といたします。なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 基準市場単価

基準市場単価は、消費税等相当額を含む金額とし、平均市場価格が 1 円変動した場合の値とし、次の通りとします。

| | |
|--------------------|----------|
| 1 キロワット時につき (高圧) | 14 銭 9 厘 |
| 1 キロワット時につき (特別高圧) | 14 銭 5 厘 |

(3) 市場価格調整単価

1 キロワット時当たりの市場価格調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a) 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 8 円 00 銭を下回る場合

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 8 \text{ 円 } 00 \text{ 銭}) \times (2) \text{の基準市場単価}$$

b) 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 32 円 00 銭を上回る場合

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 32 \text{ 円 } 00 \text{ 銭}) \times (2) \text{の基準市場単価}$$

c) 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 8 円 00 銭以上、32 円 00 銭以下の場合、市場価格調整単価は零といたします。

3. 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その月の常時供給電力、予備電力および自家発補給電力のそれぞれの使用電力量に 1.(3)および 2.(3)によって算定された燃料費調整単価および市場価格調整単価(以下「燃料費等調整単価」と総称します。)を適用して以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{燃料費等調整額} = \text{使用電力量} \times (\text{燃料費調整単価} + \text{市場価格調整単価})$$

4. 適用期間

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整適用期間に使用される電気に対し以下の通り適用します。

ただし、計量日が毎月初日のお客様については、以下の各月の計量日はその月の翌月の初日とします。

| 平均燃料価格算定期間 | 平均市場価格算定期間 | 燃料費等調整適用期間 |
|------------------------|-------------------------|--------------------|
| 毎年1月1日から3月31日までの期間 | 毎年5月21日から6月20日までの期間 | その年の6月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年2月1日から4月30日までの期間 | 毎年6月21日から7月20日までの期間 | その年の7月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年3月1日から5月31日までの期間 | 毎年7月21日から8月20日までの期間 | その年の8月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年4月1日から6月30日までの期間 | 毎年8月21日から9月20日までの期間 | その年の9月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年5月1日から7月31日までの期間 | 毎年9月21日から10月20日までの期間 | その年の10月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年6月1日から8月31日までの期間 | 毎年10月21日から11月20日までの期間 | その年の11月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年7月1日から9月30日までの期間 | 毎年11月21日から12月20日までの期間 | その年の12月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年8月1日から10月31日までの期間 | 毎年12月21日から翌年の1月20日までの期間 | 翌年の1月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年9月1日から11月30日までの期間 | 翌年の1月21日から2月20日までの期間 | 翌年の2月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年10月1日から12月31日までの期間 | 翌年の2月21日から3月20日までの期間 | 翌年の3月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間 | 翌年の3月21日から4月20日までの期間 | 翌年の4月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年12月1日から翌年の2月末日までの期間) | 翌年の4月21日から5月20日までの期間 | 翌年の5月の料金に係る計量期間等 |

| エリア | 改定日 | 新旧改定内容 | | |
|-----|----------|---------|---|---|
| | | 該当 頁 | 新 | 旧 |
| 関西 | 2024/4/1 | - | 一般送配電事業者等 (第2条以降記載の「一般送配電事業者」を全て「一般送配電事業者等」に変更いたします) | 一般送配電事業者 |
| 関西 | 2024/4/1 | 表紙 | 2024年4月1日実施 | 2023年4月1日実施 |
| 関西 | 2024/4/1 | 目次 | 第14条 供給の中止または使用の制限もしくは中止 | 第14条 給電指令の際の措置 |
| 関西 | 2024/4/1 | 目次 | 附則 | なし |
| 関西 | 2024/4/1 | 目次 | 別紙1 燃料費等調整額 | 別紙1 燃料費調整額 |
| 関西 | 2024/4/1 | 1 | 第1条 2. お客さまおよび当社は、電気需給契約書等（これに付随して締結された附則または覚書等を含み、以下同様とします。ただし、お客さまが当社に申込書を提出され、当社がお客さまにご契約内容の通知を発することで電気需給契約が成立する場合は、ご契約内容通知とし、以下「電気需給契約書等」といいます。）および本約款（以下併せて「本契約」といいます）に定められた事項を遵守するものとします。また、お客さまは一般送配電事業者またはお客さまの需要場所を供給区域とする配電事業者（以下「一般送配電事業者等」といいます。）の託送供給等約款における需要者にかかわる事項を遵守するものとします。 | 第1条 2. お客さまおよび当社は、電気需給契約書等（これに付随して締結された附則または覚書等を含み、以下同様とします。ただし、お客さまが当社に申込書を提出され、当社がお客さまにご契約内容の通知を発することで電気需給契約が成立する場合は、ご契約内容通知とし、以下「電気需給契約書等」といいます。）および本約款（以下併せて「本契約」といいます）に定められた事項を遵守するものとします。また、お客さまは一般送配電事業者の託送供給等約款における需要者にかかわる事項を遵守するものとします。 |
| 関西 | 2024/4/1 | 3 | 第3条 16. 燃料費等調整額 燃料費および市場価格の変動を電気料金に反映させるための制度に基づいて別紙1に記載の方法により算出された値をいいます。 | 第3条 16. 燃料費調整額 燃料費の変動を電気料金に反映させるための制度に基づいて別紙1に記載の方法により算出された値をいいます。 |
| 関西 | 2024/4/1 | 3 | 削除 | 23. 給電指令 一般送配電事業者が必要に応じて行う運用または電気の使用に関する |

| | | | | |
|----|----------|---|---|---|
| | | | | る指示をいい、具体的には第 14 条（給電指令の際の措置）に定めるところによります。 |
| 関西 | 2024/4/1 | 3 | 第 3 条 24. 平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）をいいます。 | 第 3 条 24. 平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月末日までの期間をいいます。 |
| 関西 | 2024/4/1 | 3 | 第 3 条 25. スポット市場価格 一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）が公表する翌日取引（卸電力取引所の業務規程に定める翌日取引をいいます。）を行うための卸電力取引市場における商品（卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。）ごとの売買取引における価格（売買取引に係る電力の受渡しに連系設備の送電容量等による制限を受けるものとしてお客さまの需要場所が属する供給区域において売買取引を行うものに限ります。）をいいます。 | なし |
| 関西 | 2024/4/1 | 4 | 第 3 条 26. 平均市場価格算定期間 スポット市場価格に基づき平均市場価格を算定する場合の期間とし、 | なし |

| | | | | |
|----|----------|---|---|--|
| | | | <p>毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）をいいます。</p> | |
| 関西 | 2024/4/1 | 6 | <p>第 7 条 2. (2) 電力量料金 電力量料金は、その月の時間帯ごとの常時供給電力の使用電力量およびその時間帯ごとに定めた電力量料金単価ならびに燃料費等調整額から以下の算式により算定される金額とします。 電力量料金=使用電力量×電力量料金単価+燃料費等調整額</p> | <p>第 7 条 2. (2) 電力量料金 電力量料金は、その月の時間帯ごとの常時供給電力の使用電力量およびその時間帯ごとに定めた電力量料金単価ならびに燃料費調整額から以下の算式により算定される金額とします。 電力量料金=使用電力量×電力量料金単価+燃料費調整額</p> |
| 関西 | 2024/4/1 | 7 | <p>第 8 条 2. (2) 電力量料金 電力量料金は、その月の使用条件ごとの自家発補給電力の使用電力量およびその条件ごとに定めた電力量料金単価ならびに燃料費等調整額から以下の算式により算定される金額とします。 なお、使用条件とは、お客さまが所有する自家発電設備の①定期的な検査補修により、自家発電設備が使用できない場合による使用、または②事故等による不足電力の補給に当てる場合の使用のことをいい、①の使用は、次項に基づいて当社に通知した場合のみが該当し、それ以外</p> | <p>第 8 条 2. (2) 電力量料金 電力量料金は、その月の使用条件ごとの自家発補給電力の使用電力量およびその条件ごとに定めた電力量料金単価ならびに燃料費調整額から以下の算式により算定される金額とします。 なお、使用条件とは、お客さまが所有する自家発電設備の①定期的な検査補修により、自家発電設備が使用できない場合による使用、または②事故等による不足電力の補給に当てる場合の使用のことをいい、①の使用は、次項に基づいて当社に通知した場合のみが該当し、それ以外</p> |

| | | | | |
|----|----------|----|---|---|
| | | | <p>の使用は②による使用とみなします。</p> <p>電力量料金=使用電力量×電力量料金単価+燃料費等調整額</p> | <p>の使用は②による使用とみなします。</p> <p>電力量料金=使用電力量×電力量料金単価+燃料費調整額</p> |
| 関西 | 2024/4/1 | 14 | <p>第 14 条 供給の中止または使用の制限もしくは中止</p> <p>1. 託送供給等約款に定めるところにより、一般送配電事業者等は、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。</p> <p>2. 前項の場合には、当社は、料金の減額等を行いません。</p> | <p>第 14 条 給電指令の際の措置</p> <p>1. 以下のいずれかに該当する場合には、一般送配電事業者により供給時間中にお客さまに給電指令が行われ、お客さまの電気の供給が中止され、またはお客さまに電気の使用が制限されることがあります。ただし、緊急やむをえない場合は、一般送配電事業者により、給電指令が行われることなく、お客さまの電気の使用を制限し、または中止されることがあります。</p> <p>(1) 一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合</p> <p>(2) 一般送配電事業者が維持および運用する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合</p> <p>(3) 非常変災の場合</p> <p>(4) 系統全体の需要が大きく低下し、調整電源による対策の実施にもかかわらず、原子力発電または水力発電を抑制する必要性が生じた場合</p> <p>(5) その他電気の供給上または保安上必要がある場合</p> <p>2. 前項各号により、お客さまの電気の使用を制限し、または中止した場合には、基本料金に力率割引または力率割増を適用した後の金額に、以下の割引をお客さまに対して実施します。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は除きます。</p> <p>(1) 実量制のお客さま</p> |

| | | | | |
|----|----------|----|--|--|
| | | | | <p>その1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4%の割引とします。</p> <p>(2) 協議制のお客さま その1月中の制限し、または中止した延べ時間数1時間ごとに0.2%の割引とします。</p> <p>(3) 前2号における延べ日数および延べ時間数は一般送配電事業者より通知されたものとします。</p> <p>3. 予備電力の使用が一般送配電事業者により制限され、または中止された場合には、前項に準じて割引を行い料金を算定いたします。</p> |
| 関西 | 2024/4/1 | 15 | <p>第16条 2. (3) 第1号の場合のほか、第14条(供給の中止または使用の制限もしくは中止)第1項によって一般送配電事業者等により電気の供給が中止され、または、お客さまの電気の使用が制限され、もしくは中止された場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> | <p>第16条 2. (3) 第1号の場合のほか、第14条(給電指令の際の措置)第1項によって一般送配電事業者により電気の供給が中止され、または、お客さまの電気の使用が制限され、もしくは中止された場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> |
| 関西 | 2024/4/1 | 附則 | <p>1 本約款の実施期日 本約款は、2024年4月1日から実施します。</p> <p>2 電気料金の適用 本約款に定める電気料金は、2024年4月以降最初の計量日以降の電気料金の算定期間から適用されるものとし、その前の期間の電気料金は、従前の条件によるものとします。</p> | <p>1 本約款の実施期日 本約款は、2023年9月1日から実施します。</p> <p>2 電気料金の適用 2023年8月31日以前から当社と本契約を締結しているお客さまにおいては、本約款に定める電気料金は、2023年9月以降最初の検針日または計量日以降の電気料金の算定期間から適用されるものとし、その前の期間の電気料金は、従前の条件によるものとします。</p> |

| エリア | 改定日 | 新旧改定内容 | |
|-----|----------|---------|-----------|
| | | 該当 頁 | 新 |
| 関西 | 2024/4/1 | 別紙 1 | 下記に記載の通り。 |

別紙 1 燃料費等調整額

1. 燃料費調整単価の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0045$$

$$\beta = 0.1974$$

$$\gamma = 1.0532$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 47,000 \text{ 円}) \times (3) \text{の基準単価} / 1,000$$

(3) 基準単価

基準単価は、消費税等相当額を含む金額とし、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、以下の通りとします。

| | |
|--------------------|----------|
| 1 キロワット時につき (高圧) | 10 銭 6 厘 |
| 1 キロワット時につき (特別高圧) | 10 銭 5 厘 |

3. 市場価格調整単価の算定

(1) 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格に基づき、以下の算式によって算定された値とします。なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{平均市場価格} = D \times \delta + E \times \varepsilon$$

D = 各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の全日平均値

E = 各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の 8 時から 16 時の平均値

$$\delta = 0.7170$$

$$\varepsilon = 0.2830$$

なお、各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の全日平均値および各平均市場価格算定期間における 8 時から 16 時におけるスポット市場価格の平均値の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 市場価格調整単価

1 キロワット時当たりの市場価格調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 10 \text{ 円 } 82 \text{ 銭}) \times (3) \text{ の調整係数}$$

(3) 調整係数

調整係数は以下のとおり上限値を設定するものとします。

| | |
|---------------|-------|
| 高圧で供給を受ける場合 | 0.292 |
| 特別高圧で供給を受ける場合 | 0.288 |

3. 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その月の常時供給電力、予備電力および自家発補給電力のそれぞれの使用電力量に 1.(2)および 2.(2)によって算定された燃料費調整単価および市場価格調整単価（以下「燃料費等調整単価」と総称します。）を適用して以下の算式により算定される金額とします。

なお、燃料費等調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費等調整額} = \text{使用電力量} \times (\text{燃料費調整単価} + \text{市場価格調整単価})$$

4. 適用期間

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に対し以下の通り適用します。

| 平均燃料価格算定期間 | 平均市場価格算定期間 | 燃料費等調整単価 適用期間 |
|------------------------------------|------------------------------------|--------------------------|
| 毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間 | 毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間 | その年の 6 月の料金に 係る計量期間等 |
| 毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間 | 毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間 | その年の 7 月の料金に 係る計量期間等 |
| 毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間 | 毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間 | その年の 8 月の料金に 係る計量期間等 |
| 毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間 | 毎年 4 月 1 日から 6 月 31 日までの期間 | その年の 9 月の料金に 係る計量期間等 |
| 毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間 | 毎年 5 月 1 日から 7 月 30 日までの期間 | その年の 10 月の料金に 係る計量期間等 |
| 毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間 | 毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間 | その年の 11 月の料金に 係る計量期間等 |
| 毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間 | 毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間 | その年の 12 月の料金に 係る計量期間等 |
| 毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間 | 毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間 | 翌年の 1 月の料金に 係る計量期間等 |
| 毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間 | 翌年 9 月 1 日から 11 月 31 日までの期間 | 翌年の 2 月の料金に 係る計量期間等 |
| 毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間 | 毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間 | 翌年の 3 月の料金に 係る計量期間等 |
| 毎年 11 月 1 日から 翌年の 1 月 31 日までの期間 | 毎年 11 月 1 日から 翌年の 1 月 31 日までの期間 | 翌年の 4 月の料金に 係る計量期間等 |

| | | |
|---|---|------------------|
| 毎年12月1日から 翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間） | 毎年12月1日から 翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間） | 翌年の5月の料金に係る計量期間等 |
|---|---|------------------|

| エリア | 改定日 | 新旧改定内容 | |
|-----|----------|---------|-----------|
| | | 該当頁 | 旧 |
| 関西 | 2024/4/1 | 別紙 1 | 下記に記載の通り。 |

別紙1 燃料費調整額

1. 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0140$$

$$\beta = 0.3483$$

$$\gamma = 0.7227$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1円とし、その端数は、小数点以

下第1位で四捨五入します。

(2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。
なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 27,100 \text{円}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

(3) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し以下の通り適用します。

| 平均燃料価格算定期間 | 燃料費調整単価適用期間 |
|----------------------------|--------------------|
| 毎年1月1日から 3月31日までの期間 | その年の6月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年2月1日から 4月30日までの期間 | その年の7月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年3月1日から 5月31日までの期間 | その年の8月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年4月1日から 6月30日までの期間 | その年の9月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年5月1日から 7月31日までの期間 | その年の10月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年6月1日から 8月31日までの期間 | その年の11月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年7月1日から 9月30日までの期間 | その年の12月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年8月1日から 10月31日までの期間 | 翌年の1月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年9月1日から 11月30日までの期間 | 翌年の2月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年10月1日から 12月31日までの期間 | 翌年の3月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間 | 翌年の4月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年12月1日から 翌年の2月末日までの期間 | 翌年の5月の料金に係る計量期間等 |

2. 基準単価

基準単価は、消費税等相当額を含む金額とし、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、以下の通

りとします。

| | |
|-------------------|----------|
| 1 キロワット時につき（高圧） | 15 銭 8 厘 |
| 1 キロワット時につき（特別高圧） | 15 銭 6 厘 |

3. 燃料費調整額

燃料費調整額は、その月の常時供給電力、予備電力および自家発供給電力のそれぞれの使用電力量に

1. (2) によって算定された燃料費調整単価を適用して以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{燃料費調整額} = \text{使用電力量} \times \text{燃料費調整単価}$$

| エリア | 改定日 | 新旧改定内容 | | |
|-----|----------|---------|--|---|
| | | 該当 頁 | 新 | 旧 |
| 中国 | 2024/4/1 | - | 一般送配電事業者等 （第 2 条以降記載の「一般送配電事業者」を全て「一般送配電事業者等」に変更いたします） | 一般送配電事業者 |
| 中国 | 2024/4/1 | 表紙 | 2024 年 4 月 1 日実施 | 2023 年 4 月 1 日実施 |
| 中国 | 2024/4/1 | 目次 | 第 14 条 供給の中止または使用の制限もしくは中止 | 第 14 条 給電指令の際の措置 |
| 中国 | 2024/4/1 | 目次 | 附則 | なし |
| 中国 | 2024/4/1 | 1 | 第 1 条 2. お客さまおよび当社は、電気需給契約書等（これに付随して締結された附則または覚書等を含み、以下同様とします。ただし、お客さまが当社に申込書を提出され、当社がお客さまにご契約内容の通知を発することで電気需給契約が成立する場合は、ご契約内容通知とし、以下「電気需給契約書等」といいます。）および本約款（以下併せて「本契約」といいます）に定められた事項を遵守するものとします。また、お客さまは一般送配電事業者またはお客さまの需要場所を供給区域とする配電事業者（以下「一般送配電事業者等」といいます。）の託送供給等約款における需要者にか | 第 1 条 2. お客さまおよび当社は、電気需給契約書等（これに付随して締結された附則または覚書等を含み、以下同様とします。ただし、お客さまが当社に申込書を提出され、当社がお客さまにご契約内容の通知を発することで電気需給契約が成立する場合は、ご契約内容通知とし、以下「電気需給契約書等」といいます。）および本約款（以下併せて「本契約」といいます）に定められた事項を遵守するものとします。また、お客さまは一般送配電事業者の託送供給等約款における需要者にかかわる事項を遵守するものとします。 |

| | | | | |
|----|----------|---|--|---|
| | | | かわる事項を遵守するものとします。 | |
| 中国 | 2024/4/1 | 4 | 削除 | <p>25. 給電指令</p> <p>一般送配電事業者が必要に応じて行う運用または電気の使用に関する指示をいい、具体的には第 14 条（給電指令の際の措置）に定めるところによります。</p> |
| 中国 | 2024/4/1 | 4 | <p>第 3 条 26. 平均燃料価格算定期間</p> <p>貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）をいいます。</p> | <p>第 3 条 27. 平均燃料価格算定期間</p> <p>貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間をいいます。</p> |
| 中国 | 2024/4/1 | 4 | <p>第 3 条 28. 平均市場価格算定期間</p> <p>電力市場価格に基づき平均市場価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日ま</p> | <p>第 3 条 29. 平均市場価格算定期間</p> <p>電力市場価格に基づき平均市場価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日ま</p> |

| | | | | |
|----|----------|----|--|--|
| | | | での期間、11月1日から1月31日までの期間、12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）をいいます。 | での期間、11月1日から1月31日までの期間、12月1日から翌年の2月末日までの期間をいいます。 |
| 中国 | 2024/4/1 | 4 | <p>第3条 29. 離島平均燃料価格算定期間</p> <p>貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）をいいます。</p> | <p>第3条 30. 離島平均燃料価格算定期間</p> <p>貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月末日までの期間をいいます。</p> |
| 中国 | 2024/4/1 | 14 | <p>第14条 供給の中止または使用の制限もしくは中止</p> <p>1. 託送供給等約款に定めるところにより、一般送配電事業者等は、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。</p> <p>2. 前項の場合には、当社は、料金の減額等を行いません。</p> | <p>第14条 給電指令の際の措置</p> <p>1. 以下のいずれかに該当する場合には、一般送配電事業者により供給時間中にお客さまに給電指令が行われ、お客さまの電気の供給が中止され、またはお客さまに電気の使用が制限されることがあります。ただし、緊急やむをえない場合は、一般送配電事業者により、給電指令が行われることなく、お客さまの電気の使用を制限し、または中止されることがあります。</p> <p>(1) 一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある</p> |

| | | | |
|----|----------|----|--|
| | | | <p>場合</p> <p>(2) 一般送配電事業者が維持および運用する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合</p> <p>(3) 非常変災の場合</p> <p>(4) 系統全体の需要が大きく低下し、調整電源による対策の実施にもかかわらず、原子力発電または水力発電を抑制する必要性が生じた場合</p> <p>(5) その他電気の供給上または保安上必要がある場合</p> <p>2. 前項各号により、お客さまの電気の使用を制限し、または中止した場合には、基本料金に力率割引または力率割増を適用した後の金額に、以下の割引をお客さまに対して実施します。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は除きます。</p> <p>(1) 実量制のお客さま その1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4%の割引とします。</p> <p>(2) 協議制のお客さま その1月中の制限し、または中止した延べ時間数1時間ごとに0.2%の割引とします。</p> <p>(3) 前2号における延べ日数および延べ時間数は一般送配電事業者より通知されたものとします。</p> <p>3. 予備電力の使用が一般送配電事業者により制限され、または中止された場合には、前項に準じて割引を行い料金を算定いたします。</p> |
| 中国 | 2024/4/1 | 15 | <p>第16条 2. (3) 第1号の場合のほか、第14条 (供給の中止または使用の制限もしくは中止) 第1項によって一般送配電事業者等により電気の供給が中止され、または、お客</p> <p>第16条 2. (3) 第1号の場合のほか、第14条 (給電指令の際の措置) 第1項によって一般送配電事業者により電気の供給が中止され、または、お客さまの電気の使用が制限さ</p> |

| | | | | |
|----|----------|----|---|--|
| | | | さまの電気の使用が制限され、もしくは中止された場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 | れ、もしくは中止された場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 |
| 中国 | 2024/4/1 | 附則 | <p>1 本約款の実施期日</p> <p>本約款は、2024年4月1日から実施します。</p> <p>2 電気料金の適用</p> <p>本約款に定める電気料金は、2024年4月以降最初の計量日以降の電気料金の算定期間から適用されるものとし、その前の期間の電気料金は、従前の条件によるものとしします。</p> | なし |

| エリア | 改定日 | 新旧改定内容 | |
|-----|----------|--------|-----------|
| | | 該当頁 | 新 |
| 中国 | 2024/4/1 | 別紙1 | 下記に記載の通り。 |

別紙1 燃料費等調整額

1. 燃料費調整額

(1) 燃料費調整額の算定

① 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0406$$

$$\beta = 0.0982$$

$$\gamma = 1.2015$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

② 燃料費調整単価

燃料費調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 75,400 \text{ 円}) \times \text{(2)の基準単価} / 1,000$$

(2) 基準単価

基準単価は、消費税等相当額を含む金額とし、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次の通りとします。

| | |
|--------------------|----------|
| 1 キロワット時につき (高圧) | 20 銭 5 厘 |
| 1 キロワット時につき (特別高圧) | 20 銭 0 厘 |

2. 市場価格調整額

(1) 市場価格調整単価の算定

① 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、電力市場価格に基づき、以下の算式によって算定された値とします。なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{平均市場価格} = X \times x + Y \times y$$

X = 各平均市場価格算定期間における電力市場価格の平均値

Y = 各平均市場価格算定期間のうち毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間における電力市場価格の平均値

$$x = 0.1316$$

$$y = 0.8684$$

なお、各平均市場価格算定期間における電力市場価格の平均値および各平均市場価格算定期間のうち毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の平均値の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

② 市場価格調整単価

1 キロワット時当たりの市場価格調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 20 \text{ 円 } 81 \text{ 銭}) \times \text{(2)の調整係数}$$

(2) 調整係数

調整係数は、次の通りとします。

| | |
|------------|-------|
| 調整係数（高圧） | 0.162 |
| 調整係数（特別高圧） | 0.158 |

3. 離島ユニバーサルサービス調整

(1) 離島ユニバーサルサービス調整の算定

① 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、次の算式によって算定された値とします。なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は 10 円のくらいで四捨五入します。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

$$\alpha = 1.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

② 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値とします。なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

a 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 119,000 円以下の場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島平均燃料価格} - 79,300 \text{ 円}) \times (2) \text{の離島基準単価} / 1,000$$

b 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 119,000 円を上回る場合、

離島平均燃料価格は 119,000 円とします。

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (119,000 \text{ 円} - 79,300 \text{ 円}) \times (2) \text{の離島基準単価} / 1,000$$

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、消費税等相当額を含む金額とし、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次の通りとします。

| | |
|-------------------|-----|
| 1 キロワット時につき（高圧） | 1 厘 |
| 1 キロワット時につき（特別高圧） | 1 厘 |

4. 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その月の常時供給電力、予備電力および自家発補給電力のそれぞれの使用電力量に1.(1).②、2.(1).②および3.(1).②によって算定された燃料費調整単価、市場価格調整単価および離島ユニバーサルサービス調整単価（以下「燃料費等調整単価」と総称します。）を適用して以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{燃料費等調整額} = \text{使用電力量} \times (\text{燃料費調整単価} + \text{市場価格調整単価} + \text{離島ユニバーサルサービス調整単価})$$

5. 適用期間

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格、各平均市場価格算定期間の平均市場価格および各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間、平均市場価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に対し以下の通り適用します。

| 平均燃料価格算定期間 | 平均市場価格算定期間 | 離島平均燃料価格算定期間 | 燃料費等調整単価適用期間 |
|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|--------------------|
| 毎年1月1日から 3月31日までの期間 | 毎年1月1日から 3月31日までの期間 | 毎年1月1日から 3月31日までの期間 | その年の6月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年2月1日から 4月30日までの期間 | 毎年2月1日から 4月30日までの期間 | 毎年2月1日から 4月30日までの期間 | その年の7月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年3月1日から 5月31日までの期間 | 毎年3月1日から 5月31日までの期間 | 毎年3月1日から 5月31日までの期間 | その年の8月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年4月1日から 6月30日までの期間 | 毎年4月1日から 6月30日までの期間 | 毎年4月1日から 6月30日までの期間 | その年の9月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年5月1日から 7月31日までの期間 | 毎年5月1日から 7月31日までの期間 | 毎年5月1日から 7月31日までの期間 | その年の10月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年6月1日から 8月31日までの期間 | 毎年6月1日から 8月31日までの期間 | 毎年6月1日から 8月31日までの期間 | その年の11月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年7月1日から 9月30日までの期間 | 毎年7月1日から 9月30日までの期間 | 毎年7月1日から 9月30日までの期間 | その年の12月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年8月1日から 10月31日までの期間 | 毎年8月1日から 10月31日までの期間 | 毎年8月1日から 10月31日までの期間 | 翌年の1月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年9月1日から 11月30日までの期間 | 毎年9月1日から 11月30日までの期間 | 毎年9月1日から 11月30日までの期間 | 翌年の2月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年10月1日から 12月31日までの期間 | 毎年10月1日から 12月31日までの期間 | 毎年10月1日から 12月31日までの期間 | 翌年の3月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間 | 毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間 | 毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間 | 翌年の4月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年12月1日から 翌年の2月28日までの期間（翌年 | 毎年12月1日から 翌年の2月28日までの期間（翌年 | 毎年12月1日から 翌年の2月28日までの期間（翌年 | 翌年の5月の料金に係る計量期間等 |

| | | | |
|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--|
| が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間) | が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間) | が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間) | |
|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--|

| エリア | 改定日 | 新旧改定内容 | |
|-----|----------|---------|-----------|
| | | 該当頁 | 旧 |
| 中国 | 2023/4/1 | 別紙 1 | 下記に記載の通り。 |

別紙 1 燃料費等調整額

1. 燃料費調整額

(1) 燃料費調整額の算定

① 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0406$$

$$\beta = 0.0982$$

$$\gamma = 1.2015$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

② 燃料費調整単価

燃料費調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 75,400 \text{ 円}) \times (2) \text{の基準単価} / 1,000$$

(2) 基準単価

基準単価は、消費税等相当額を含む金額とし、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次の通りとします。

| | |
|------------------|----------|
| 1キロワット時につき（高圧） | 20 銭 5 厘 |
| 1キロワット時につき（特別高圧） | 20 銭 0 厘 |

2. 市場価格調整額

(1) 市場価格調整単価の算定

① 平均市場価格

1キロワット時当たりの平均市場価格は、電力市場価格に基づき、以下の算式によって算定された値とします。なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{平均市場価格} = X \times x + Y \times y$$

X=各平均市場価格算定期間における電力市場価格の平均値

Y=各平均市場価格算定期間のうち毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間における電力市場価格の平均値

$$x=0.1316$$

$$y=0.8684$$

なお、各平均市場価格算定期間における電力市場価格の平均値および各平均市場価格算定期間のうち毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の平均値の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

② 市場価格調整単価

1キロワット時当たりの市場価格調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 20 \text{ 円 } 81 \text{ 銭}) \times \text{(2)の調整係数}$$

(2) 調整係数

調整係数は、次の通りとします。

| | |
|---------------|-------|
| 調 整 係 数（高圧） | 0.162 |
| 調 整 係 数（特別高圧） | 0.158 |

3. 離島ユニバーサルサービス調整

(1) 離島ユニバーサルサービス調整の算定

① 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、次の算式によって算定された値とします。なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は 10 円のくらいで四捨五入します。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

$$\alpha = 1.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

② 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値とします。なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

a 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 119,000 円以下の場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島平均燃料価格} - 79,300 \text{ 円}) \times \text{(2)の離島基準単価}/1,000$$

b 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 119,000 円を上回る場合、

離島平均燃料価格は 119,000 円とします。

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (119,000 \text{ 円} - 79,300 \text{ 円}) \times \text{(2)の離島基準単価}/1,000$$

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、消費税等相当額を含む金額とし、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次の通りとします。

| | |
|--------------------|-----|
| 1 キロワット時につき (高圧) | 1 厘 |
| 1 キロワット時につき (特別高圧) | 1 厘 |

4. 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その月の常時供給電力、予備電力および自家発補給電力のそれぞれの使用電力量に 1.(1).②、2.(1).②および 3.(1).②によって算定された燃料費調整単価、市場価格調整単価および離島ユニバーサルサービス調整単価 (以下「燃料費等調整単価」と総称します。) を適用して以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{燃料費等調整額} = \text{使用電力量} \times (\text{燃料費調整単価} + \text{市場価格調整単価} + \text{離島ユニバーサルサービス調整単価})$$

5. 適用期間

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格、各平均市場価格算定期間の平均市場価格および各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間、平均市場価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整適用期間に使用される電気に対し以下の通り適用します。

| | | | |
|----------------|----------------|------------------|------------|
| 平均燃料価格 算定期間 | 平均市場価格 算定期間 | 離島平均燃料価格 算定期間 | 燃料費等調整適用期間 |
|----------------|----------------|------------------|------------|

| | | | |
|----------------------------|----------------------------|----------------------------|--------------------|
| 毎年1月1日から 3月31日までの期間 | 毎年1月1日から 3月31日までの期間 | 毎年1月1日から 3月31日までの期間 | その年の6月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年2月1日から 4月30日までの期間 | 毎年2月1日から 4月30日までの期間 | 毎年2月1日から 4月30日までの期間 | その年の7月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年3月1日から 5月31日までの期間 | 毎年3月1日から 5月31日までの期間 | 毎年3月1日から 5月31日までの期間 | その年の8月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年4月1日から 6月30日までの期間 | 毎年4月1日から 6月30日までの期間 | 毎年4月1日から 6月30日までの期間 | その年の9月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年5月1日から 7月31日までの期間 | 毎年5月1日から 7月31日までの期間 | 毎年5月1日から 7月31日までの期間 | その年の10月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年6月1日から 8月31日までの期間 | 毎年6月1日から 8月31日までの期間 | 毎年6月1日から 8月31日までの期間 | その年の11月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年7月1日から 9月30日までの期間 | 毎年7月1日から 9月30日までの期間 | 毎年7月1日から 9月30日までの期間 | その年の12月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年8月1日から 10月31日までの期間 | 毎年8月1日から 10月31日までの期間 | 毎年8月1日から 10月31日までの期間 | 翌年の1月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年9月1日から 11月30日までの期間 | 毎年9月1日から 11月30日までの期間 | 毎年9月1日から 11月30日までの期間 | 翌年の2月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年10月1日から 12月31日までの期間 | 毎年10月1日から 12月31日までの期間 | 毎年10月1日から 12月31日までの期間 | 翌年の3月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間 | 毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間 | 毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間 | 翌年の4月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年12月1日から 翌年の2月末日までの期間 | 毎年12月1日から 翌年の2月末日までの期間 | 毎年12月1日から 翌年の2月末日までの期間 | 翌年の5月の料金に係る計量期間等 |

| エリア | 改定日 | 新旧改定内容 | | |
|-----|----------|---------|---|----------------------------------|
| | | 該当 頁 | 新 | 旧 |
| 四国 | 2024/4/1 | - | 一般送配電事業者等 (第2条以降記載の「一般送配電事業者」を全て「一般送配電事業者等」に変更いたします) | 一般送配電事業者 |
| 四国 | 2024/4/1 | 表紙 | 2024年4月1日実施 | 2023年4月1日実施 |
| 四国 | 2024/4/1 | 目次 | 第14条 供給の中止または使用の制限もしくは中止 | 第14条 給電指令の際の措置 |
| 四国 | 2024/4/1 | 目次 | 附則 | なし |
| 四国 | 2024/4/1 | 1 | 第1条 2. お客さまおよび当社は、電気需給契約書等（これに付随 | 第1条 2. お客さまおよび当社は、電気需給契約書等（これに付随 |

| | | | | |
|----|----------|---|--|--|
| | | | <p>して締結された附則または覚書等を含み、以下同様とします。ただし、お客さまが当社に申込書を提出され、当社がお客さまにご契約内容の通知を発することで電気需給契約が成立する場合は、ご契約内容通知とし、以下「電気需給契約書等」といいます。) および本約款 (以下併せて「本契約」といいます) に定められた事項を遵守するものとします。また、お客さまは一般送配電事業者またはお客さまの需要場所を供給区域とする配電事業者 (以下「一般送配電事業者等」といいます。) の託送供給等約款における需要者にかかわる事項を遵守するものとします。</p> | <p>して締結された附則または覚書等を含み、以下同様とします。ただし、お客さまが当社に申込書を提出され、当社がお客さまにご契約内容の通知を発することで電気需給契約が成立する場合は、ご契約内容通知とし、以下「電気需給契約書等」といいます。) および本約款 (以下併せて「本契約」といいます) に定められた事項を遵守するものとします。また、お客さまは一般送配電事業者の託送供給等約款における需要者にかかわる事項を遵守するものとします。</p> |
| 四国 | 2024/4/1 | 3 | 削除 | <p>25. 給電指令 一般送配電事業者が必要に応じて行う運用または電気の使用に関する指示をいい、具体的には第 14 条 (給電指令の際の措置) に定めるところによります。</p> |
| 四国 | 2024/4/1 | 3 | <p>第 3 条 26. 平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間 (翌年が</p> | <p>第 3 条 27. 平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月末日までの期間をいいま</p> |

| | | | | |
|----|----------|----|---|--|
| | | | <p>閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間) をいいます。</p> | <p>す。</p> |
| 四国 | 2024/4/1 | 14 | <p>第 14 条 供給の中止または使用の制限もしくは中止</p> <p>1. 託送供給等約款に定めるところにより、一般送配電事業者等は、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。</p> <p>2. 前項の場合には、当社は、料金の減額等を行いません。</p> | <p>第 14 条 給電指令の際の措置</p> <p>1. 以下のいずれかに該当する場合には、一般送配電事業者により供給時間中にお客さまに給電指令が行われ、お客さまの電気の供給が中止され、またはお客さまに電気の使用が制限されることがあります。ただし、緊急やむをえない場合は、一般送配電事業者により、給電指令が行われることなく、お客さまの電気の使用を制限し、または中止されることがあります。</p> <p>(1) 一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合</p> <p>(2) 一般送配電事業者が維持および運用する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合</p> <p>(3) 非常変災の場合</p> <p>(4) 系統全体の需要が大きく低下し、調整電源による対策の実施にもかかわらず、原子力発電または水力発電を抑制する必要性が生じた場合</p> <p>(5) その他電気の供給上または保安上必要がある場合</p> <p>2. 前項各号により、お客さまの電気の使用を制限し、または中止した場合には、基本料金に力率割引または力率割増を適用した後の金額に、以下の割引をお客さまに対して実施します。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は除きます。</p> <p>(1) 実量制のお客さま</p> <p>その 1 月中の制限し、または中止した延べ日数 1 日ごとに 4%の割引と</p> |

| | | | | |
|----|----------|----|--|--|
| | | | | <p>します。</p> <p>(2) 協議制のお客さま その1月中の制限し、または中止した延べ時間数1時間ごとに0.2%の割引とします。</p> <p>(3) 前2号における延べ日数および延べ時間数は一般送配電事業者より通知されたものとします。</p> <p>3. 予備電力の使用が一般送配電事業者により制限され、または中止された場合には、前項に準じて割引を行い料金を算定いたします。</p> |
| 四国 | 2024/4/1 | 15 | <p>第16条 2. (3) 第1号の場合のほか、第14条(供給の中止または使用の制限もしくは中止)第1項によって一般送配電事業者等により電気の供給が中止され、または、お客さまの電気の使用が制限され、もしくは中止された場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> | <p>第16条 2. (3) 第1号の場合のほか、第14条(給電指令の際の措置)第1項によって一般送配電事業者により電気の供給が中止され、または、お客さまの電気の使用が制限され、もしくは中止された場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> |
| 四国 | 2024/4/1 | 附則 | <p>1 本約款の実施期日 本約款は、2024年4月1日から実施します。</p> <p>2 電気料金の適用 本約款に定める電気料金は、2024年4月以降最初の計量日以降の電気料金の算定期間から適用されるものとし、その前の期間の電気料金は、従前の条件によるものとします。</p> | なし |

| エリア | 改定日 | 新旧改定内容 | |
|-----|----------|--------|-----------|
| | | 該当頁 | 新 |
| 四国 | 2024/4/1 | 別紙 | 下記に記載の通り。 |

別紙 1 燃料費調整額

1. 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0845$$

$$\beta = 0.0699$$

$$\gamma = 1.1962$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 基準単価

基準単価は、消費税等相当額を含む金額とし、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次の通りとします。

| | |
|-------------------|----------|
| 1 キロワット時につき（高圧） | 15 銭 4 厘 |
| 1 キロワット時につき（特別高圧） | 15 銭 0 厘 |

(3) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,300 \text{ 円}) \times (2). \text{の基準単価} / 1,000$$

2. 燃料費調整額

燃料費調整額は、その月の常時供給電力、予備電力および自家発補給電力のそれぞれの使用電力量に 1.(3)によって算定された燃料費調整単価を適用して以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{燃料費調整額} = \text{使用電力量} \times \text{燃料費調整単価}$$

3. 適用期間

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に
対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に対し以下の通り適用します。

| 平均燃料価格算定期間 | 燃料費調整単価適用期間 |
|---|--------------------|
| 毎年1月1日から3月31日までの期間 | その年の6月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年2月1日から4月30日までの期間 | その年の7月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年3月1日から5月31日までの期間 | その年の8月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年4月1日から6月30日までの期間 | その年の9月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年5月1日から7月31日までの期間 | その年の10月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年6月1日から8月31日までの期間 | その年の11月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年7月1日から9月30日までの期間 | その年の12月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年8月1日から10月31日までの期間 | 翌年の1月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年9月1日から11月30日までの期間 | 翌年の2月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年10月1日から12月31日までの期間 | 翌年の3月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間 | 翌年の4月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間) | 翌年の5月の料金に係る計量期間等 |

| エリア | 改定日 | 新旧改定内容 | |
|-----|----------|---------|-----------|
| | | 該当 頁 | 旧 |
| 四国 | 2023/4/1 | 別紙 1 | 下記に記載の通り。 |

別紙1 燃料費調整額

1. 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、
以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0845$$

$$\beta = 0.0699$$

$$\gamma = 1.1962$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 基準単価

基準単価は、消費税等相当額を含む金額とし、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次の通りとします。

| | |
|--------------------|----------|
| 1 キロワット時につき (高圧) | 15 銭 4 厘 |
| 1 キロワット時につき (特別高圧) | 15 銭 0 厘 |

(3) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,300 \text{ 円}) \times \text{(2).の基準単価} / 1,000$$

2. 燃料費調整額

燃料費調整額は、その月の常時供給電力、予備電力および自家発補給電力のそれぞれの使用電力量に 1.(3)によって算定された燃料費調整単価を適用して以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{燃料費調整額} = \text{使用電力量} \times \text{燃料費調整単価}$$

3. 適用期間

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し以下の通り適用します。

| 平均燃料価格算定期間 | 燃料費調整適用期間 |
|----------------------------|---------------------|
| 毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間 | その年の 6 月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間 | その年の 7 月の料金に係る計量期間等 |

| | |
|------------------------|--------------------|
| 毎年3月1日から5月31日までの期間 | その年の8月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年4月1日から6月30日までの期間 | その年の9月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年5月1日から7月31日までの期間 | その年の10月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年6月1日から8月31日までの期間 | その年の11月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年7月1日から9月30日までの期間 | その年の12月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年8月1日から10月31日までの期間 | 翌年の1月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年9月1日から11月30日までの期間 | 翌年の2月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年10月1日から12月31日までの期間 | 翌年の3月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間 | 翌年の4月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 | 翌年の5月の料金に係る計量期間等 |

| エリア | 改定日 | 新旧改定内容 | | |
|-----|----------|--------|---|---|
| | | 該当頁 | 新 | 旧 |
| 九州 | 2024/4/1 | - | 一般送配電事業者等 (第2条以降記載の「一般送配電事業者」を全て「一般送配電事業者等」に変更いたします) | 一般送配電事業者 |
| 九州 | 2024/4/1 | 表紙 | 2024年4月1日実施 | 2023年4月1日実施 |
| 九州 | 2024/4/1 | 目次 | 第14条 供給の中止または使用の制限もしくは中止 | 第14条 給電指令の際の措置 |
| 九州 | 2024/4/1 | 目次 | 附則 | なし |
| 九州 | 2024/4/1 | 目次 | 別紙1 燃料費等調整額 | 別紙1 燃料費調整額 |
| 九州 | 2024/4/1 | 1 | 第1条 2. お客さまおよび当社は、電気需給契約書等（これに付随して締結された附則または覚書等を含み、以下同様とします。ただし、お客さまが当社に申込書を提出され、当社がお客さまにご契約内容の通知を発することで電気需給契約が成立する場合は、ご契約内容通知とし、以下「電気需給契約書等」といいます。）および本約款（以下併せて「本契約」といいます）に定められた事項を遵守するものとします。 | 第1条 2. お客さまおよび当社は、電気需給契約書等（これに付随して締結された附則または覚書等を含み、以下同様とします。ただし、お客さまが当社に申込書を提出され、当社がお客さまにご契約内容の通知を発することで電気需給契約が成立する場合は、ご契約内容通知とし、以下「電気需給契約書等」といいます。）および本約款（以下併せて「本契約」といいます）に定められた事項を遵守するものとします。 |

| | | | | |
|----|----------|---|---|---|
| | | | また、お客さまは一般送配電事業者またはお客さまの需要場所を供給区域とする配電事業者（以下「一般送配電事業者等」といいます。）の託送供給等約款における需要者にかかわる事項を遵守するものとします。 | また、お客さまは一般送配電事業者の託送供給等約款における需要者にかかわる事項を遵守するものとします。 |
| 九州 | 2024/4/1 | 3 | 第3条 18. 燃料費等調整額 燃料費および市場価格の変動を電気料金に反映させるための制度に基づいて別紙1に記載の方法により算出された値をいいます。 | 第3条 18. 燃料費等調整額 燃料費の変動を電気料金に反映させるための制度に基づいて別紙1に記載の方法により算出された値をいいます。 |
| 九州 | 2024/4/1 | 3 | 削除 | 25. 給電指令 一般送配電事業者が必要に応じて行う運用または電気の使用に関する指示をいい、具体的には第14条（給電指令の際の措置）に定めるところによります。 |
| 九州 | 2024/4/1 | 3 | 第3条 26. 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）をいいます。 | 第3条 27. 平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月末日までの期間をいいます。 |
| 九州 | 2024/4/1 | 4 | 第3条 27. スポット市場価格 | なし |

| | | | | |
|----|----------|---|--|---|
| | | | <p>一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）が公表する翌日取引（卸電力取引所の業務規定に定める翌日取引をいいます。）を行うための卸電力取引市場における商品（卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。）ごとの売買取引における価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとしてお客さまの需要場所が属する供給区域において売買取引を行うものに限ります。）をいいます。</p> | |
| 九州 | 2024/4/1 | 4 | <p>第3条 28. 平均市場価格算定期間 スポット市場価格に基づき平均市場価格を算定する場合の期間とし、毎年1月21日から2月20日までの期間、2月21日から3月20日までの期間、3月21日から4月20日までの期間、4月21日から5月20日までの期間、5月21日から6月20日までの期間、6月21日から7月20日までの期間、7月21日から8月20日までの期間、8月21日から9月20日までの期間、9月21日から10月20日までの期間、10月21日から11月20日までの期間、11月21日から翌年の12月20日までの期間または12月21日から翌年の1月20日までの期間をいいます。</p> | なし |
| 九州 | 2024/4/1 | 6 | <p>第6条 2. (2) 電力量料金 電力量料金は、その月の時間帯ごとの常時供給電力の使用電力量およびその時間帯ごとに定めた電力量料金単価ならびに燃料費等調整額から以下の算式により算定される金額とします。 電力量料金=使用電力量×電力量料</p> | <p>第6条 2. (2) 電力量料金 電力量料金は、その月の時間帯ごとの常時供給電力の使用電力量およびその時間帯ごとに定めた電力量料金単価ならびに燃料費調整額から以下の算式により算定される金額とします。 電力量料金=使用電力量×電力量料</p> |

| | | | 金単価+燃料費等調整額 | 金単価+燃料費調整額 |
|----|----------|----|---|--|
| 九州 | 2024/4/1 | 7 | <p>第8条 2. (2) 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その月の使用条件ごとの自家発補給電力の使用電力量およびその条件ごとに定めた電力量料金単価ならびに燃料費等調整額から以下の算式により算定される金額とします。</p> <p>なお、使用条件とは、お客さまが所有する自家発電設備の①定期的な検査補修により、自家発電設備が使用できない場合による使用、または②事故等による不足電力の補給に当てる場合の使用のことをいい、①の使用は、次項に基づいて当社に通知した場合のみが該当し、それ以外の使用は②による使用とみなします。</p> <p>電力量料金=使用電力量×電力量料金単価+燃料費等調整額</p> | <p>第8条 2. (2) 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その月の使用条件ごとの自家発補給電力の使用電力量およびその条件ごとに定めた電力量料金単価ならびに燃料費調整額から以下の算式により算定される金額とします。</p> <p>なお、使用条件とは、お客さまが所有する自家発電設備の①定期的な検査補修により、自家発電設備が使用できない場合による使用、または②事故等による不足電力の補給に当てる場合の使用のことをいい、①の使用は、次項に基づいて当社に通知した場合のみが該当し、それ以外の使用は②による使用とみなします。</p> <p>電力量料金=使用電力量×電力量料金単価+燃料費調整額</p> |
| 九州 | 2024/4/1 | 14 | <p>第14条 供給の中止または使用の制限もしくは中止</p> <p>1. 託送供給等約款に定めるところにより、一般送配電事業者等は、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。</p> <p>2. 前項の場合には、当社は、料金の減額等を行いません。</p> | <p>第14条 給電指令の際の措置</p> <p>1. 以下のいずれかに該当する場合には、一般送配電事業者により供給時間中にお客さまに給電指令が行われ、お客さまの電気の供給が中止され、またはお客さまに電気の使用が制限されることがあります。ただし、緊急やむをえない場合は、一般送配電事業者により、給電指令が行われることなく、お客さまの電気の使用を制限し、または中止されることがあります。</p> <p>(1) 一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合</p> <p>(2) 一般送配電事業者が維持および運用する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合</p> |

| | | | | |
|----|----------|----|--|--|
| | | | | <p>(3) 非常変災の場合</p> <p>(4) 系統全体の需要が大きく低下し、調整電源による対策の実施にもかかわらず、原子力発電または水力発電を抑制する必要性が生じた場合</p> <p>(5) その他電気の供給上または保安上必要がある場合</p> <p>2. 前項各号により、お客さまの電気の使用を制限し、または中止した場合には、基本料金に力率割引または力率割増を適用した後の金額に、以下の割引をお客さまに対して実施します。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は除きます。</p> <p>(1) 実量制のお客さま その1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4%の割引とします。</p> <p>(2) 協議制のお客さま その1月中の制限し、または中止した延べ時間数1時間ごとに0.2%の割引とします。</p> <p>(3) 前2号における延べ日数および延べ時間数は一般送配電事業者より通知されたものとします。</p> <p>3. 予備電力の使用が一般送配電事業者により制限され、または中止された場合には、前項に準じて割引を行い料金を算定いたします。</p> |
| 九州 | 2024/4/1 | 15 | <p>第16条 2. (3) 第1号の場合のほか、第14条（供給の中止または使用の制限もしくは中止）第1項によって一般送配電事業者等により電気の供給が中止され、または、お客さまの電気の使用が制限され、もしくは中止された場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを</p> | <p>第16条 2. (3) 第1号の場合のほか、第14条（給電指令の際の措置）第1項によって一般送配電事業者により電気の供給が中止され、または、お客さまの電気の使用が制限され、もしくは中止された場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> |

| | | | | |
|----|----------|----|---|----|
| | | | 負いません。 | |
| 九州 | 2024/4/1 | 附則 | <p>1 本約款の実施期日 本約款は、2024年4月1日から実施します。</p> <p>2 電気料金の適用 本約款に定める電気料金は、2024年4月以降最初の計量日以降の電気料金の算定期間から適用されるものとし、その前の期間の電気料金は、従前の条件によるものとしします。</p> | なし |

| エリア | 改定日 | 新旧改定内容 | |
|-----|----------|---------|-----------|
| | | 該当頁 | 新 |
| 九州 | 2024/4/1 | 別紙 1 | 下記に記載の通り。 |

別紙 1 燃料費等調整額

1. 燃料費調整単価の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0028$$

$$\beta = 0.1819$$

$$\gamma = 1.0863$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 46,100 \text{ 円}) \times (3) \text{ の基準単価}/1,000$$

(3) 基準単価

基準単価は、消費税等相当額を含む金額とし、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次の通りとします。

| | |
|--------------------|---------|
| 1 キロワット時につき (高圧) | 9 銭 8 厘 |
| 1 キロワット時につき (特別高圧) | 9 銭 6 厘 |

2. 市場価格調整単価の算定

(1) 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格にもとづき、次の算式によって算定された値とします。ただし、これによりがたい場合は、調整の基準となる市場価格等にもとづき、当社が決定した値とします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{平均市場価格} = \text{全日単価} \times \delta 1 + \text{昼間単価} \times \delta 2$$

$$\text{全日単価} = \text{各平均市場価格算定期間における 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格}$$

$$\text{昼間単価} = \text{各平均市場価格算定期間における毎日午前 6 時から午後 6 時までの 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格}$$

$$\delta 1 = 0.4627$$

$$\delta 2 = 0.5373$$

なお、全日単価および昼間単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、次の算式によって算定された値とします。

なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(a) 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 6 円 00 銭以下の場合

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 6 \text{ 円 } 00 \text{ 銭}) \times (3) \text{ の調整係数}$$

(b) 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 13 円 00 銭を上回る場合

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 13 \text{ 円 } 00 \text{ 銭}) \times (3) \text{ の調整係数}$$

(c) 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 6 円 00 銭を上回り、13 円 00 銭以下の場合、市場価格調整単価は零とします。

(3) 調整係数

調整係数は、平均市場価格が 1 円変動した場合の値とし、次の通りとします。

| | |
|-------------------|----------|
| 1 キロワット時につき（高圧） | 28 銭 4 厘 |
| 1 キロワット時につき（特別高圧） | 27 銭 8 厘 |

3. 離島ユニバーサルサービス調整単価の算定

(1) 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 1.0000$$

$$\beta = 0.0000$$

$$\gamma = 0.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(a) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 119,000 円以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整単価 =

$$(\text{離島平均燃料価格} - 79,300 \text{ 円}) \times 2. (4) \text{の離島基準単価} / 1,000$$

(b) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 119,000 円を上回る場合、離島平均燃料価格は 119,000 円とします。

離島ユニバーサルサービス調整単価 =

$$(119,000 - 79,300 \text{ 円}) \times 2. (4) \text{の離島基準単価} / 1,000$$

(3) 離島基準単価

基準単価は、消費税等相当額を含む金額とし、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次の

通りとします。

1 キロワット時につき

3 厘

4. 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その月の常時供給電力、予備電力および自家発補給電力のそれぞれの使用電力量に 1.(2)、2.(2)および 3.(2)によって算定された燃料費調整単価、市場価格調整単価および離島ユニバーサルサービス調整単価（以下「燃料費等調整単価」と総称します。）を適用して以下の算式により算定される金額とします。

なお、燃料費等調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

燃料費等調整額＝

使用電力量×（燃料費調整単価＋市場価格調整単価＋離島ユニバーサルサービス調整単価）

5. 適用期間

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格、各平均市場価格算定期間の平均市場価格および各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間、平均市場価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に対し以下の通り適用します。

| 平均燃料価格 算定期間 | 平均市場価格 算定期間 | 離島平均燃料価格 算定期間 | 燃料費等調整単価適用期間 |
|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|----------------------|
| 毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間 | 毎年 1 月 21 日から 2 月 20 日までの期間 | 毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間 | その年の 6 月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間 | 毎年 2 月 21 日から 3 月 20 日までの期間 | 毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間 | その年の 7 月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間 | 毎年 3 月 21 日から 4 月 20 日までの期間 | 毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間 | その年の 8 月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間 | 毎年 4 月 21 日から 5 月 20 日までの期間 | 毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間 | その年の 9 月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間 | 毎年 5 月 21 日から 6 月 20 日までの期間 | 毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間 | その年の 10 月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間 | 毎年 6 月 21 日から 7 月 20 日までの期間 | 毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間 | その年の 11 月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間 | 毎年 7 月 21 日から 8 月 20 日までの期間 | 毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間 | その年の 12 月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間 | 毎年 8 月 21 日から 9 月 20 日までの期間 | 毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間 | 翌年の 1 月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年 9 月 1 日から | 毎年 9 月 21 日から | 毎年 9 月 1 日から | 翌年の 2 月の料金に係る計量期間等 |

| | | | |
|---|-----------------------------|---|------------------|
| 11月30日までの期間 | 10月20日までの期間 | 11月30日までの期間 | |
| 毎年10月1日から 12月31日までの期間 | 毎年10月21日から 11月20日までの期間 | 毎年10月1日から 12月31日までの期間 | 翌年の3月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間 | 毎年11月21日から 12月20日までの期間 | 毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間 | 翌年の4月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年12月1日から翌年の2月28日 までの期間（翌年が閏年となる場合 は、翌年の2月29日までの期間） | 毎年12月21日から 翌年の1月20日までの期間 | 毎年12月1日から翌年の2月28日 までの期間（翌年が閏年となる場合 は、翌年の2月29日までの期間） | 翌年の5月の料金に係る計量期間等 |

| エリア | 改定日 | 新旧改定内容 | |
|-----|----------|---------|-----------|
| | | 該当 頁 | 旧 |
| 九州 | 2023/4/1 | 別紙 1 | 下記に記載の通り。 |

別紙1 燃料費等調整額

1. 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0053$$

$$\beta = 0.1861$$

$$\gamma = 1.0757$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 27,400 \text{ 円}) \times 1. (4) \text{ の基準単価} / 1,000$$

(3) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し以下の通り適用します。

| 平均燃料価格算定期間 | 燃料費調整単価適用期間 |
|--------------------------------|----------------------|
| 毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間 | その年の 6 月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間 | その年の 7 月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間 | その年の 8 月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間 | その年の 9 月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間 | その年の 10 月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間 | その年の 11 月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間 | その年の 12 月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間 | 翌年の 1 月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間 | 翌年の 2 月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間 | 翌年の 3 月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間 | 翌年の 4 月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月末日までの期間 | 翌年の 5 月の料金に係る計量期間等 |

(4) 基準単価

| | |
|---|----------|
| 基準単価は、消費税等相当額を含む金額とし、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次の通りとします。1 キロワット時につき（高圧） | 13 銭 0 厘 |
| 1 キロワット時につき（特別高圧） | 12 銭 8 厘 |

(5) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その月の常時供給電力、予備電力および自家発補給電力のそれぞれの使用電力量に 1.(2) によって算定された燃料費調整単価を適用して以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{燃料費調整額} = \text{使用電力量} \times \text{燃料費調整単価}$$

2. 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

(1) 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づ

き、以下の算式によって算定された値とします。

なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 1.0000$$

$$\beta = 0.0000$$

$$\gamma = 0.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(a) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 119,000 円以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整単価＝

$$(\text{離島平均燃料価格} - 79,300 \text{ 円}) \times 2. (4) \text{の離島基準単価} / 1,000$$

(b) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 119,000 円を上回る場合、離島平均燃料価格は 119,000 円とします。

離島ユニバーサルサービス調整単価＝

$$(119,000 - 79,300 \text{ 円}) \times 2. (4) \text{の離島基準単価} / 1,000$$

(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整適用期間に使用される電気に対し以下の通り適用します。

| 平均燃料価格算定期間 | 離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間 |
|----------------------------|----------------------|
| 毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間 | その年の 6 月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間 | その年の 7 月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間 | その年の 8 月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間 | その年の 9 月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間 | その年の 10 月の料金に係る計量期間等 |

| | |
|------------------------|--------------------|
| 毎年6月1日から8月31日までの期間 | その年の11月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年7月1日から9月30日までの期間 | その年の12月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年8月1日から10月31日までの期間 | 翌年の1月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年9月1日から11月30日までの期間 | 翌年の2月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年10月1日から12月31日までの期間 | 翌年の3月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間 | 翌年の4月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年12月1日から翌年の2月末日までの期間 | 翌年の5月の料金に係る計量期間等 |

(4) 離島基準単価

基準単価は、消費税等相当額を含む金額とし、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次の通りとします。

| | |
|------------|----|
| 1キロワット時につき | 3厘 |
|------------|----|

(5) 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その月の使用電力量に2.(2)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整額} = \text{使用電力量} \times \text{離島ユニバーサルサービス調整単価}$$

| エリア | 改定日 | 新旧改定内容 | | |
|-----|----------|--------|--|--|
| | | 該当頁 | 新 | 旧 |
| 沖縄 | 2024/4/1 | - | 一般送配電事業者等 (第2条以降記載の「一般送配電事業者」を全て「一般送配電事業者等」に変更いたします) | 一般送配電事業者 |
| 沖縄 | 2024/4/1 | 表紙 | 2024年4月1日実施 | 2023年4月1日実施 |
| 沖縄 | 2024/4/1 | 目次 | 第14条 供給の中止または使用の制限もしくは中止 | 第14条 給電指令の際の措置 |
| 沖縄 | 2024/4/1 | 1 | 第1条 2. お客さまおよび当社は、電気需給契約書等（これに付随して締結された附則または覚書等を含み、以下同様とします。ただし、お客さまが当社に申込書を提出され、当社がお客さまにご契約内容の通知を発することで電気需給契約が成立する場合は、ご契約内容通知とし、以下「電気需給契約書等」と | 第1条 2. お客さまおよび当社は、電気需給契約書等（これに付随して締結された附則または覚書等を含み、以下同様とします。ただし、お客さまが当社に申込書を提出され、当社がお客さまにご契約内容の通知を発することで電気需給契約が成立する場合は、ご契約内容通知とし、以下「電気需給契約書等」と |

| | | | | |
|----|----------|----|---|--|
| | | | <p>います。) および本約款 (以下併せて「本契約」といいます) に定められた事項を遵守するものとします。また、お客さまは一般送配電事業者またはお客さまの需要場所を供給区域とする配電事業者 (以下「一般送配電事業者等」といいます。) の託送供給等約款における需要者にかかわる事項を遵守するものとします。</p> | <p>います。) および本約款 (以下併せて「本契約」といいます) に定められた事項を遵守するものとします。また、お客さまは一般送配電事業者の託送供給等約款における需要者にかかわる事項を遵守するものとします。</p> |
| 沖縄 | 2024/4/1 | 3 | 削除 | <p>25. 給電指令</p> <p>一般送配電事業者が必要に応じて行う運用または電気の使用に関する指示をいい、具体的には第 14 条 (給電指令の際の措置) に定めるところによります。</p> |
| 沖縄 | 2024/4/1 | 14 | <p>第 14 条 供給の中止または使用の制限もしくは中止</p> <p>1. 託送供給等約款に定めるところにより、一般送配電事業者等は、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。</p> <p>2. 前項の場合には、当社は、料金の減額等を行いません。</p> | <p>第 14 条 給電指令の際の措置</p> <p>1. 以下のいずれかに該当する場合には、一般送配電事業者により供給時間中にお客さまに給電指令が行われ、お客さまの電気の供給が中止され、またはお客さまに電気の使用が制限されることがあります。ただし、緊急やむをえない場合は、一般送配電事業者により、給電指令が行われることなく、お客さまの電気の使用を制限し、または中止されることがあります。</p> <p>(1) 一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合</p> <p>(2) 一般送配電事業者が維持および運用する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合</p> <p>(3) 非常変災の場合</p> <p>(4) 系統全体の需要が大きく低下し、調整電源による対策の実施にもかかわらず、原子力発電または水力</p> |

| | | | | |
|----|----------|----|--|--|
| | | | | <p>発電を抑制する必要がある場合</p> <p>(5) その他電気の供給上または保安上必要がある場合</p> <p>2. 前項各号により、お客さまの電気の使用を制限し、または中止した場合には、基本料金に力率割引または力率割増を適用した後の金額に、以下の割引をお客さまに対して実施します。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は除きます。</p> <p>(1) 実量制のお客さま その1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4%の割引とします。</p> <p>(2) 協議制のお客さま その1月中の制限し、または中止した延べ時間数1時間ごとに0.2%の割引とします。</p> <p>(3) 前2号における延べ日数および延べ時間数は一般送配電事業者より通知されたものとします。</p> <p>3. 予備電力の使用が一般送配電事業者により制限され、または中止された場合には、前項に準じて割引を行い料金を算定いたします。</p> |
| 沖縄 | 2024/4/1 | 15 | <p>第16条 2. (3) 第1号の場合のほか、第14条（供給の中止または使用の制限もしくは中止）第1項によって一般送配電事業者等により電気の供給が中止され、または、お客さまの電気の使用が制限され、もしくは中止された場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> | <p>第16条 2. (3) 第1号の場合のほか、第14条（給電指令の際の措置）第1項によって一般送配電事業者により電気の供給が中止され、または、お客さまの電気の使用が制限され、もしくは中止された場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> |
| 沖縄 | 2024/4/1 | 附則 | <p>1 本約款の実施期日 本約款は、2024年4月1日から実施します。</p> | なし |

| | | | |
|--|--|---|--|
| | | <p>2 電気料金の適用</p> <p>本約款に定める電気料金は、2024年4月以降最初の計量日以降の電気料金の算定期間から適用されるものとし、その前の期間の電気料金は、従前の条件によるものとしません。</p> | |
|--|--|---|--|